
北名古屋市

下水道事業経営戦略

2026 年度～2035 年度
(令和 8 年度～令和 17 年度)



愛知県北名古屋市

－ 目 次 －

第1章 はじめに	1
第2章 経営戦略策定にあたって	2
2.1 計画策定の目的	2
2.2 計画期間	3
2.3 計画の位置付け	4
第3章 下水道事業の概要	5
3.1 本市の概要	5
3.2 下水道計画の概要	7
3.3 汚水処理普及の状況	9
3.4 有収水量及び処理水量	10
第4章 下水道事業の現状と課題	11
4.1 人口の現状と課題	11
4.2 水洗化率の現状と課題	14
4.3 下水道施設の現状と課題	16
4.4 下水道事業経営戦略の現状と課題	19
4.5 課題のまとめ	22
第5章 経営の基本方針と実施施策	23
5.1 経営の基本方針	23
5.2 具体的な施策と目標設定	24
5.3 施策の実施計画（ロードマップ）	33
第6章 投資・財政計画	34
6.1 会計の仕組み	34
6.2 下水道事業の投資・財政計画	35
6.3 施策実施による効果見通し	39
その他資料	40
用語の解説	41

第1章 はじめに

下水道等の汚水処理施設は、住民のみなさまが豊かで住みよい生活のための財産であり、健康で快適な暮らしをしていくうえで欠くことのできない都市施設の一つです。

北名古屋市は、平成 18 年 3 月 20 日に、西春日井郡師勝町と西春町が合併を行い誕生しました。本市の公共下水道は、上位計画である名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画により新川流域下水道（新川東部処理区・新川西部処理区）の対象市町の 1 つとして流域関連公共下水道によって整備を図る方針と位置付けられています。新川東部処理区は、平成 12 年度に両旧町において都市計画決定を行い、続いて平成 13 年度に一部区域を対象とし事業認可を受けて事業に着手しました。そして、平成 20 年 3 月には、流域処理場の完成により整備済み区域の一部から下水道の供用を開始している状況にあります。新川西部処理区は、平成 20 年の新川西部流域下水道の都市計画変更により、新川西部流域関連公共下水道に位置付けられましたが、本市は新川西部流域下水道の最上流都市であることから令和元年度に事業着手したところです。汚水処理施設は、みなさまの貴重な税金や受益者負担金（分担金）などの多額の費用を投じてつくられる施設です。その大切な施設をみなさまの力でより効率的に利用して頂き、さらに住みよいまちづくりのため、事業の促進をしております。

今後は、下水道未整備区域の普及促進と整備した施設を適切に維持し、運営管理に注力し、サービスの提供を継続していく必要があります。そこで、下水道等事業の持続的で安定的な事業運営のため、令和 2 年 4 月 1 日より、これまでの「官庁会計（特別会計）」から地方公営企業法を適用した、「公営企業会計」へ移行しました。下水道事業の地方公営企業法適用を行い、住民の恒久的財産である下水道施設をこれからも適切に維持するため、財務情報を整理し、その企業性格を活かし能率的な経営のもと、より一層経営の効率化・健全化に努めてまいります。

公営企業については、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、経営環境が厳しさを増す中であって、将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくため、経営戦略の策定・改定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることが求められます。本経営戦略は、中長期的な経営の基本計画であり、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱と位置付けられるものです。

第2章 経営戦略策定にあたって

2.1 計画策定の目的

下水道施設は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全、浸水の防除等の役割を担っており、住民生活の必要不可欠なライフラインです。今後、人口減少による使用料収入の減少、下水道施設の更新需要の増加による費用の増加が見込まれるなど、厳しい経営環境となることが予想される中で計画的・効率的な経営が求められています。

経営戦略とは、10年以上の合理的な期間を設定し、「投資計画」と「財源計画」を均衡させる計画です。収支均衡が図れない場合でも「収支ギャップ」の解消に向けた具体的な取り組みを計画します。本計画は、将来にわたる安定的な事業継続のための中長期的な経営計画を定めるものです。これにより、住民生活に身近な社会資本である下水道施設を運営・管理し、持続的に必要なサービスを提供し続け、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくことを目的とします。

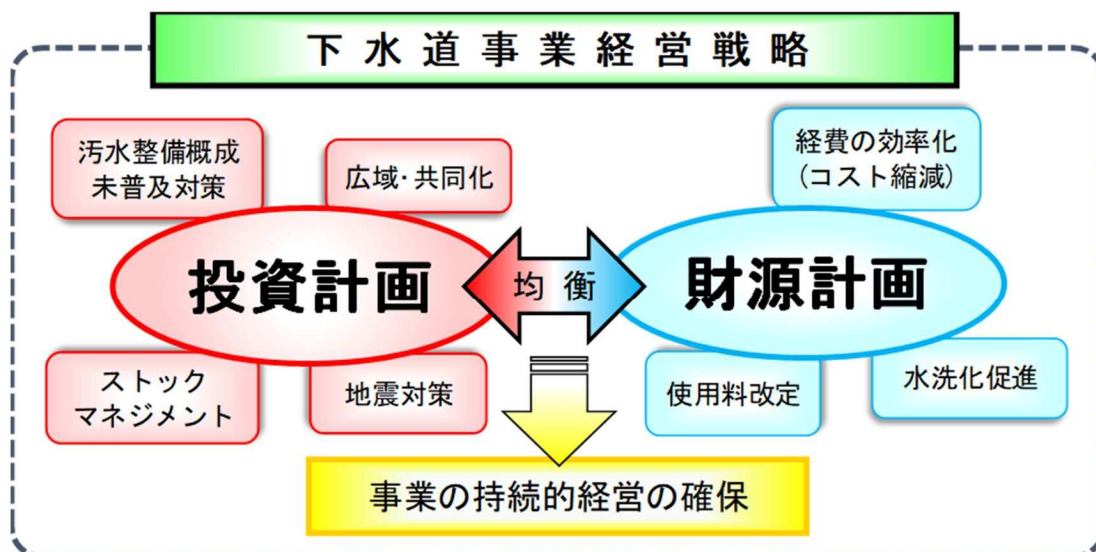


図 2-1. 経営戦略プラン概念図

2.2 計画期間

計画期間は、事業の特性、個々の団体・事業の普及状況、施設の老朽化状況、経営状況等を踏まえて、10年以上の合理的な期間を設定することが必要となっています。

現在の社会情勢は、物価激変期で有り建設資材や光熱費などの高騰により建設投資や維持管理費が上昇しており、中長期的な見通しが難しい状況にあります。よって、本計画の計画期間は、「令和8年度から令和17年度まで」の最小10年間とします。5年目となる令和12年度には中間見直しを行い、社会情勢や市財政などの環境変化等により、策定した内容に乖離が生じてきた場合には、計画（方針・方向性）を修正するものとします。

なお、計画期間に関わらず、計画策定に当たっての将来の投資・財政計画に係る試算については、長期的な施策の目標や効果検証などのため、「令和60年度」まで算定するものとします。

計画期間：令和8年度～令和17年度

北名古屋市下水道事業経営戦略計画期間										長期 (計画期間以降)
短期					中期					
令和8年 (1年目)	令和9年 (2年目)	令和10年 (3年目)	令和11年 (4年目)	令和12年 (5年目)	令和13年 (6年目)	令和14年 (7年目)	令和15年 (8年目)	令和16年 (9年目)	令和17年 (10年目)	令和18年～ (11年目)
中間見直し					計画見直し					長期事業

図 2-2. 経営戦略プラン概念図

2.3 計画の位置付け

下水道事業は様々な計画に基づいて事業が行われます。まず「全県域汚水適正処理構想」においてどの区域を下水道で整備すべきかを明示し、その整備区域から、どれくらいの汚水が発生し、どのレベルまで処理すれば、放流先である河川や、伊勢湾等の水域の環境基準が達成されるかについて、「流域別下水道整備総合計画」で検討を行います。その後、処理区ごとに「下水道全体計画」を策定し、詳細に下水道管渠計画や水処理方法、汚泥処理方法などを決定します。下水道は事業完了までに長い年月が必要となるため、当面の5年から7年先の事業計画として、「下水道法事業計画」を受け、初めて下水道事業が実施されます。

また、下水道は、都市計画法において都市施設として定められているため、事業の実施前に処理場の位置（用地）や管渠のルートについて「都市計画決定」を行い、都市施設としての計画を明示し、「都市計画法事業認可」を受けます。その他昨今では、整備してきた施設の改築・更新計画であるストックマネジメント計画や雨水の段階的整備方針を定めた雨水管理総合計画などの策定も求められています。

「経営戦略」は、経営改善の観点から、これら様々な計画と実施すべき事業を勘案して経営の見通しを立てるものであり、経営改善の取り組みなどを明確にした下水道事業の基本方針に位置付けられるものです。

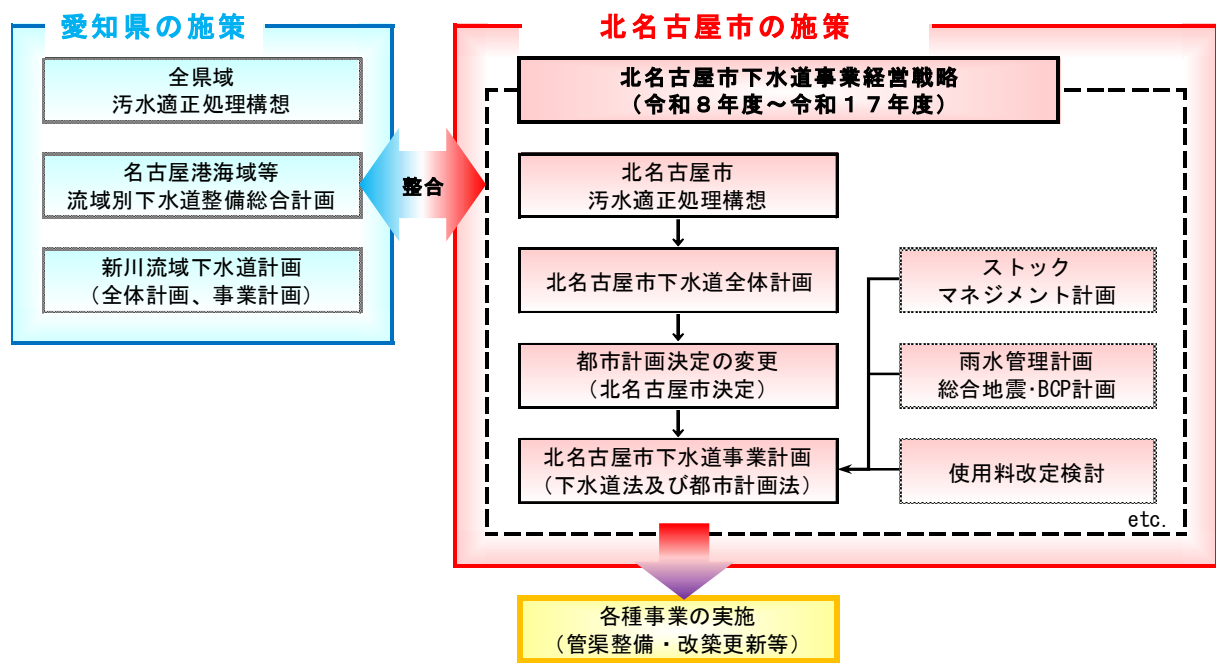


図 2-3. 下水道経営戦略の位置付け

第3章 下水道事業の概要

3.1 本市の概要

本市は、平成 18 年 3 月に師勝町と西春町が合併して誕生しました。濃尾平野のほぼ中央に位置し、大都市名古屋の北部に隣接しています。また、東部は、西春日井郡豊山町、西部は清須市、北部は小牧市及び岩倉市に隣接しています。総面積は 18.37km²で東西約 6km、南北約 4km の東西に長い楕円形をなし、平均標高 5m の比較的平坦な地域で、わずかに北東から南西にかけて緩やかに傾斜しており、南北での標高差は 3m ほどです。

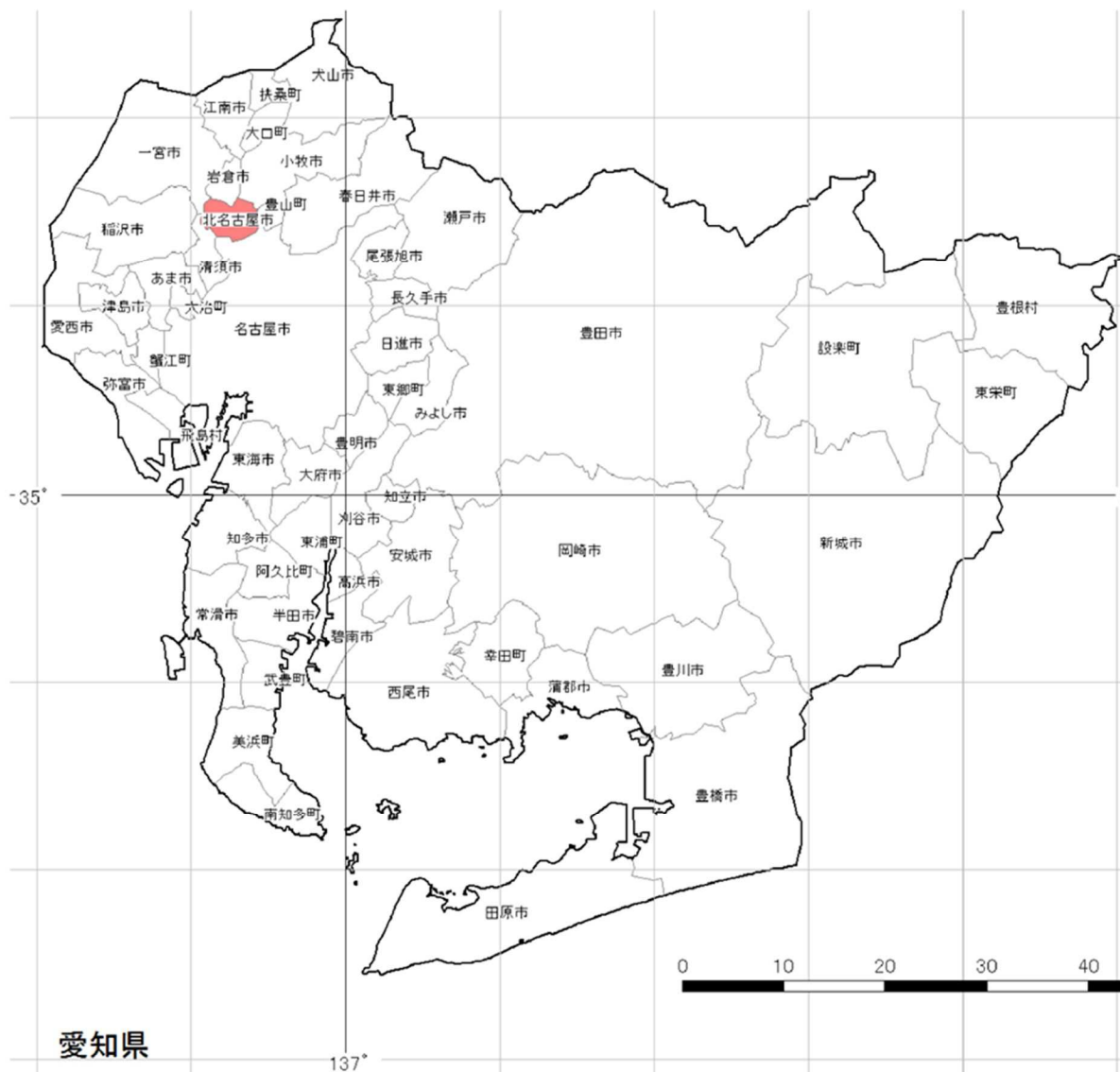


図 3-1. 愛知県における本市の位置

土地利用の状況としては、名古屋大都市圏の中心部に近く、広域幹線道路が縦横に走っていることから、現在残っている未利用地は、今後も継続して開発されていく可能性があります。今後は、現在の居住環境の維持・保全に考慮しつつ、企業立地や居住地の需要に的確に対応することを目指しています。

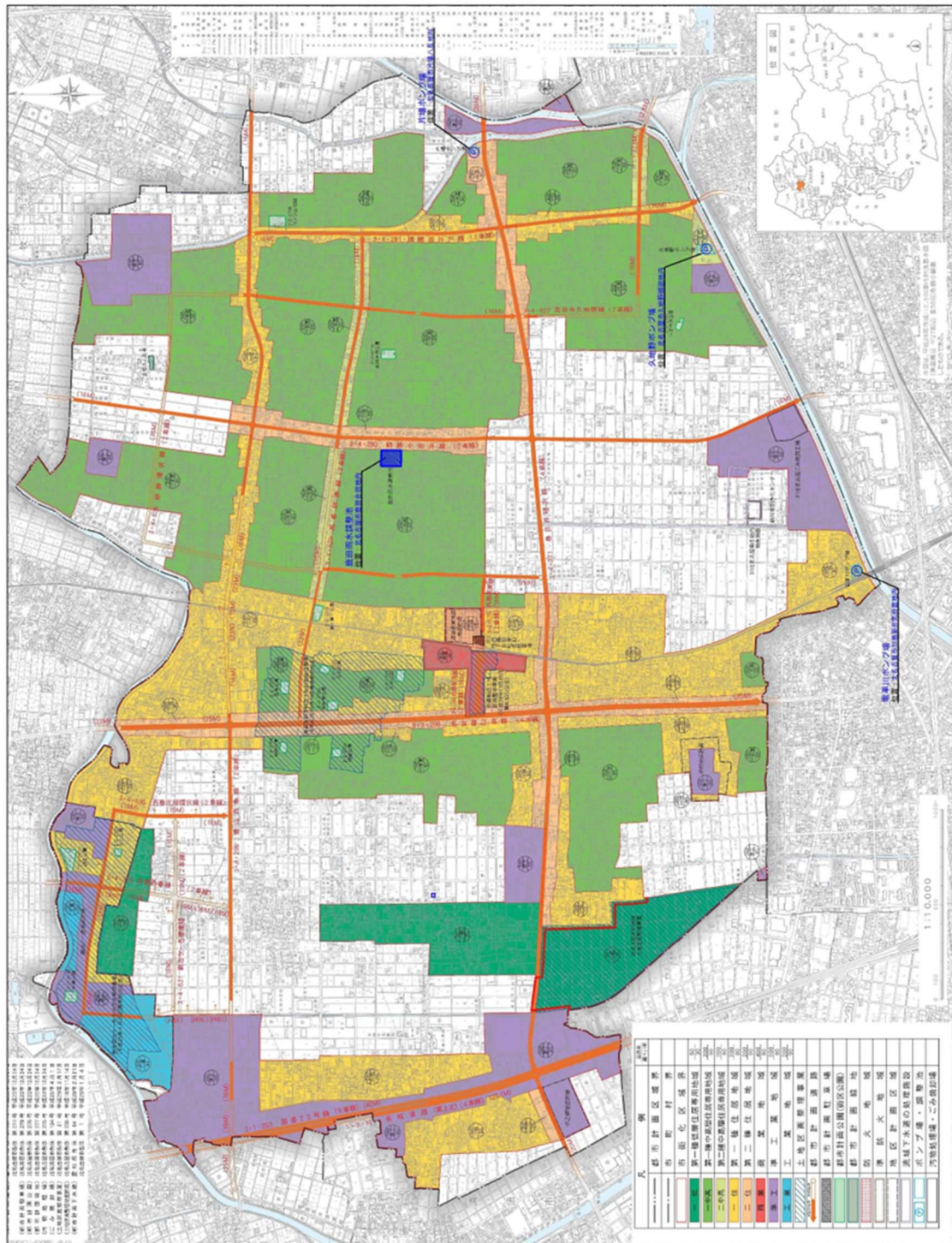


図 3-2. 都市計画用途地域図

3.2 下水道計画の概要

本市は、上位計画である名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画により新川流域下水道（新川東部処理区・新川西部処理区）の対象市町の1つとして位置付けられています。名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画は、平成17年3月に策定されました。その後、平成26年度に見直しを行い現在に至ります。本市を対象とする新川流域下水道において、新川東部処理区は、平成12年度に両旧町において都市計画決定を行い、続いて平成13年度に一部区域を対象とし事業認可を受けて事業に着手しました。そして、平成20年3月には、流域処理場の完成により整備済み区域の一部から下水道の供用を開始している状況にあります。新川西部処理区は、平成20年度の新川西部流域下水道の都市計画変更により、新川西部流域関連公共下水道に位置付けられましたが、本市は新川西部流域下水道の最上流都市であることから令和元年度に事業着手したところです。

本市の下水道事業は、現在、全体計画区域1,371.6haまで拡大しています。事業計画は、令和6年度末現在において、819ha（新川東部796.4ha、新川西部23.5ha）を事業計画区域に位置付けています。

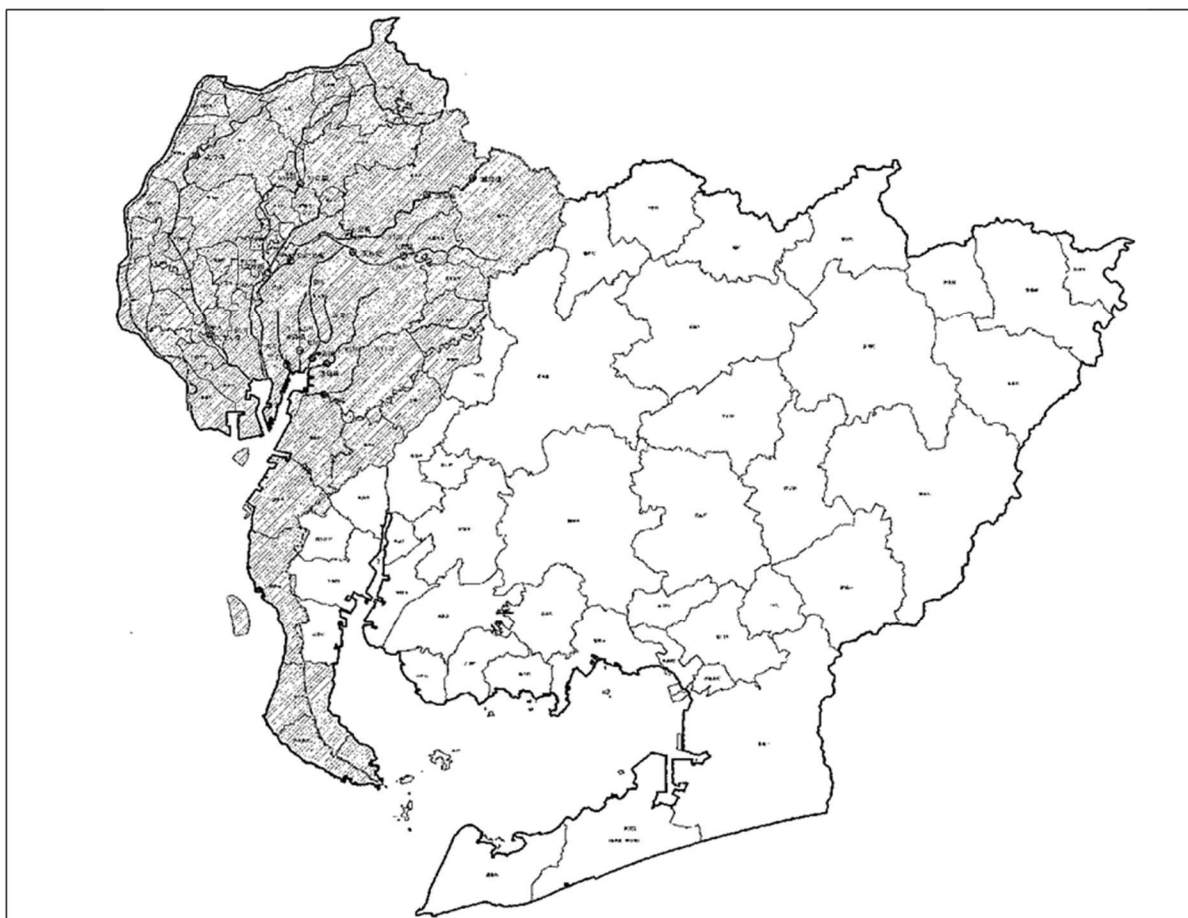


図3-3. 名古屋港海域等流総計画対象区域図

表 3-1. 下水道事業の概要 (計画諸元)

項目	新川東部処理区 (2市)		新川西部処理区 (3市)		うち 北名古屋市分	
	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画
計画目標年度/事業完了年度	令和30年度	令和11年度	令和30年度	令和11年度	令和30年度	令和11年度
計画処理面積 (ha)	汚水	1,745.5	1,125.3	1,512.1	649.3	1,371.6
	雨水	—	—	—	—	1,210.1
計画処理人口 (人)	97,300	74,890	70,700	36,512	83,000	55,863
計画汚水量 (m ³ /日)	日平均	31,755	22,293	28,308	10,117	24,952
	日最大	41,117	29,038	34,566	12,881	32,468
	時間最大	62,132	43,658	55,340	19,824	48,786
終末処理場	処理能力 (m ³ /日)	41,200	33,700	34,600	13,200	—
	施設名称	新川東部浄化センター		新川西部浄化センター		—
	敷地面積 (ha)	8		5		—
	水処理方式	凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法及び 凝集剤添加オキシデーション デイチ法	凝集剤添加硝化脱窒法 + 急速ろ過法	凝集剤添加硝化脱窒法	—
	汚泥処理	分離濃縮→ 機械脱水→ 汚泥減量化→ 場外搬出	機械脱水→ 焼却→ 場外搬出 及び 分離濃縮→ 機械脱水→ 焼却→ 場外搬出	分離濃縮→ 機械脱水→ 焼却→ 場外搬出	機械脱水→ 場外搬出	—
	放流先	鴨田川		新川		—

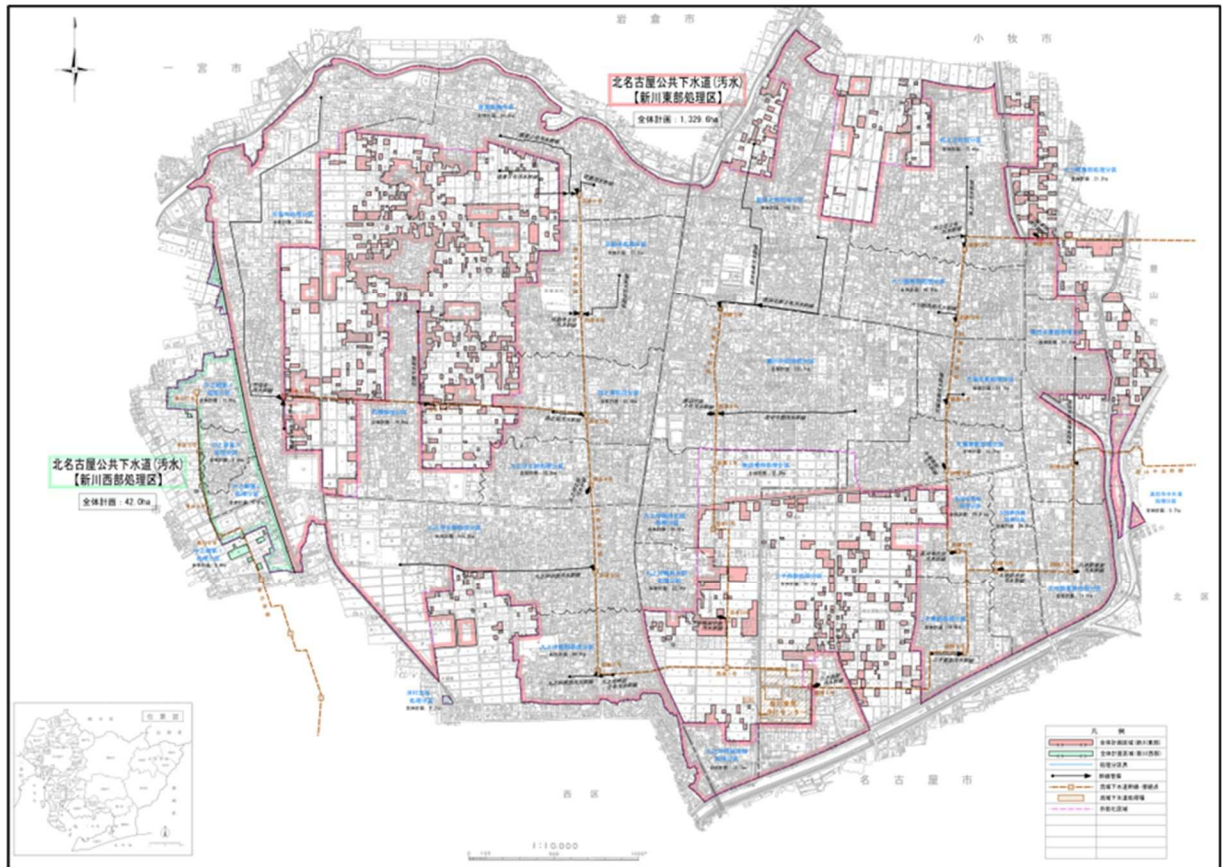


図 3-4. 北名古屋市下水道一般図

3.3 汚水処理普及の状況

汚水処理人口普及率とは、各年度末時点の行政人口に対し、下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント、合併浄化槽等の生活排水処理施設を「利用できる人口の割合」であり、国土交通省、農林水産省、環境省の3省合同で調査を行っています。

本市の令和6年度末時点における汚水処理普及人口率は83%であり、県平均（93.6%）と比較しても低い水準となっております。未普及対策事業を進めている状況ですが、早期の汚水処理施設の整備が求められています。

$$\text{汚水処理人口普及率 (\%)} = (\text{汚水処理施設を使用できる人口} \div \text{行政人口}) \times 100$$

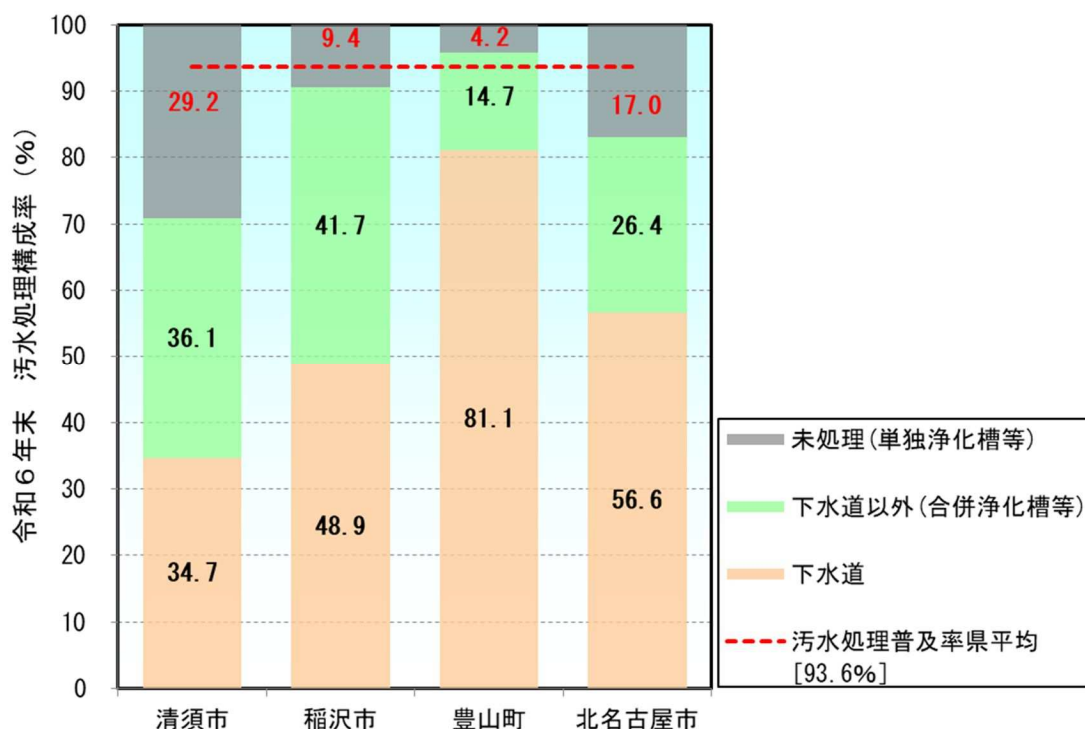


図 3-5. 令和6年度 汚水処理人口普及率（新川流域関連市町抜粋）

3.4 有収水量及び処理水量

有収水量は、処理場で処理した処理水量のうち、使用料徴収の対象となる水量のことです。有収率は、処理水量のうち、有収水量の割合を示します。有収率が高いほど使用料徴収の対象とすることができない不明水が少なく、効率的であるということです。

本市は、2024年度末現在で、下水道処理水量362万m³/年となっています。一方、有収水量は、下水道有収水量350万m³/年となっています。有収率は、96%となっており、一般的な基準より不明水が少ない状況となっています。

表 3-2. 有収水量及び処理水量実績

区 分	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
下水道	水洗化人口	23,931	26,168	28,273	29,774	31,488	33,194	34,500	35,806	37,206	38,248
	有収水量(m ³)	2,206,152	2,486,960	2,679,989	2,834,824	2,904,864	3,187,093	3,307,616	3,339,646	3,401,979	3,496,848
	処理水量(m ³)	2,360,138	2,613,523	2,737,222	2,884,845	3,017,290	3,282,201	3,450,534	3,448,548	3,530,884	3,621,538
	有収率(%)	93.5	95.2	97.9	98.3	96.3	97.1	95.9	96.8	96.3	96.6

3.5 下水道使用料の状況

下水道使用料は、汚水維持管理費と汚水資本費に充てるため、北名古屋市下水道条例に基づき、流された汚水量（排出量）に応じて下水道使用料を納めて頂いております。現在の使用料体系は次のとおりとなっており、基本使用料と従量使用料をそれぞれ合算した後に消費税及び地方消費税を加算した額が下水道使用料になります。

表 3-3. 下水道使用料体系（2ヶ月当たり・税抜き）

年度	20m ³ 当たり使用料（税込み）			
	使用料収入 （千円/年） ①	有収水量 （m ³ /年） ②	使用料単価 （円/m ³ ） ③=①/②	20m ³ 当たり使用料 （円） ③×20
令和元年度	330,694	2,904,864	113.8	2,277
令和2年度	363,616	3,187,093	114.1	2,282
令和3年度	377,568	3,307,616	114.2	2,283
令和4年度	381,911	3,339,646	114.4	2,287
令和5年度	392,159	3,401,979	115.3	2,305
令和6年度	402,885	3,496,848	115.2	2,304

表 3-4. 本市における各年度の使用料単価

年度	使用料収入 （千円/年） ①	有収水量 （m ³ /年） ②	使用料単価 （円/m ³ ） ③=①/②	備考
令和元年度	330,694	2,904,864	113.8	
令和2年度	363,616	3,187,093	114.1	
令和3年度	377,568	3,307,616	114.2	
令和4年度	381,911	3,339,646	114.4	
令和5年度	392,159	3,401,979	115.3	
令和6年度	402,885	3,496,848	115.2	

第4章 下水道事業の現状と課題

4.1 人口の現状と課題

(1) 人口の現状

本市の行政人口の推移は、平成30年までは、一様な増加傾向でしたが、近年は、ほぼ横ばいとなっています。その一方、世帯数は、核家族化の傾向に伴い増加傾向にあります。

表 4-1. 行政人口と世帯数の推移

年度	行政人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人/世帯)	年度	行政人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人/世帯)
平成19	80,483	31,603	2.55	平成28	85,176	35,738	2.38
平成20	81,009	32,106	2.52	平成29	85,584	36,191	2.36
平成21	81,406	32,385	2.51	平成30	86,001	36,623	2.35
平成22	81,613	32,618	2.50	令和元	86,113	37,078	2.32
平成23	82,260	33,067	2.49	令和2	86,181	37,552	2.29
平成24	82,865	33,568	2.47	令和3	85,953	37,677	2.28
平成25	83,290	34,023	2.45	令和4	86,181	38,239	2.25
平成26	83,835	34,687	2.42	令和5	85,943	38,533	2.23
平成27	84,483	35,199	2.40	令和6	85,822	38,801	2.21

※住民基本台帳（年度末人口）より

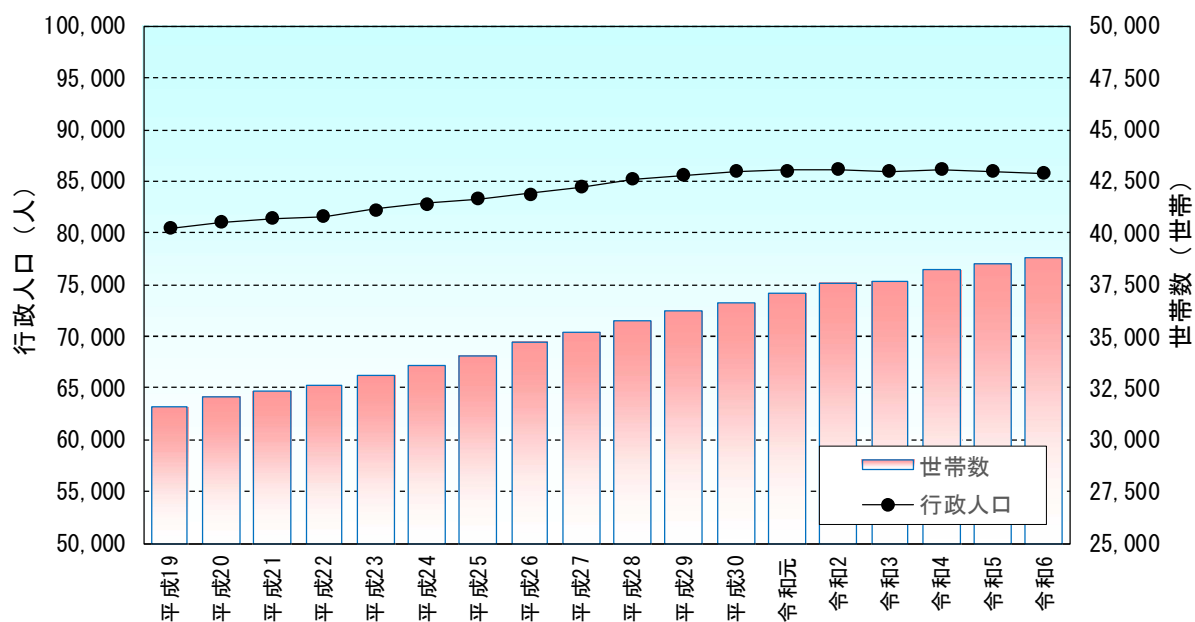


図 4-1. 行政人口と世帯数の推移

(2) 人口減少の課題

人口減少は地方財政に大きな影響を及ぼします。人口減少とそれに伴う経済・産業活動の縮小によって、地方公共団体の税収入は減少しますが、その一方で、高齢化の進行から社会保障費の増加が見込まれ、地方財政はますます厳しさを増していくことが予想されます。こうした状況が続いた場合、それまで受けられていた行政サービスが継続できない場合が生じることも考えられ、結果として生活利便性が低下することになります。下水道事業においても、人口減少がもたらす影響は、汚水量の減少等に伴う施設効率の低下や使用料の減収に伴う下水道経営の圧迫等様々な問題が考えられます。

本市の令和6年度末の行政人口は、85,822人、世帯数は38,801世帯、平均世帯人員は2.21人/世帯です。近年の人口推移は、微減少傾向にあり、この傾向は、少子高齢化に伴い今後も続くものと予想されます。

将来行政人口の想定にあたっては、関連計画や上位計画等で設定された推計値及び過去の人口実績の推移を長期的に把握、分析することにより、将来あるべき行政人口のあり方を決定します。本計画における将来行政人口については、上位計画との整合性を重視し、現況人口(R6)と流域別下水道総合計画(R4年度)の計画値(R27)にて直線補間を行った推計値を採用します。また、R27以降の推計値は、人口問題研究所：R5年推計(社人研)を採用し、将来人口の見通しが公表されていない年度においては、直近の変化率を踏襲し算定した推計値を採用します。

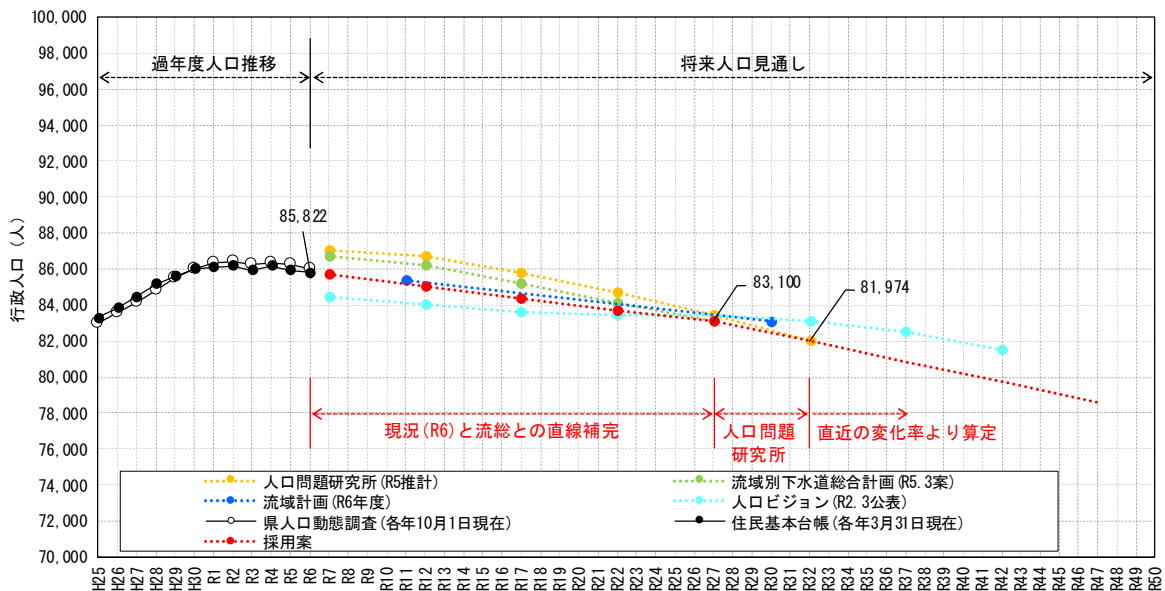


図 4-2. 将来行政人口の比較

経営戦略の計画期間内（10年間）においても現状から減少（85,822人→84,400人）見込みであり、令和60年までの長期的見通しでは、約1割程度の減少（85,822人→75,669人）を想定しています。そのため、長期見通しでは下水道整備が概成し、下水道水洗化率が100%に達したとしても、使用料収入は減少傾向となります。

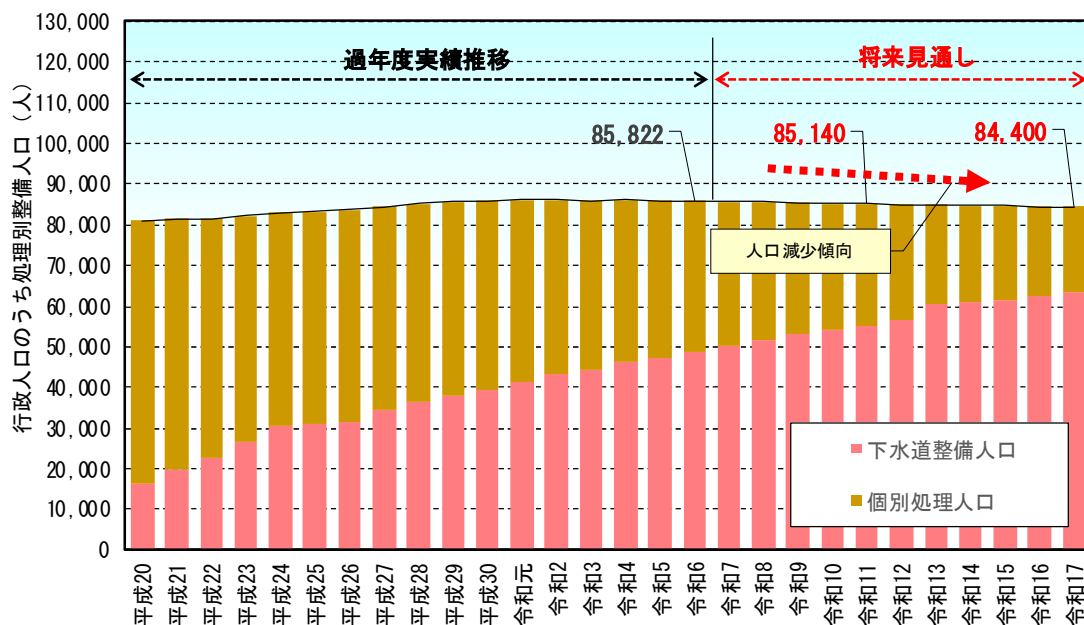


図 4-3. 将来行政人口の見通し（R17 までの計画期間内の見通し）

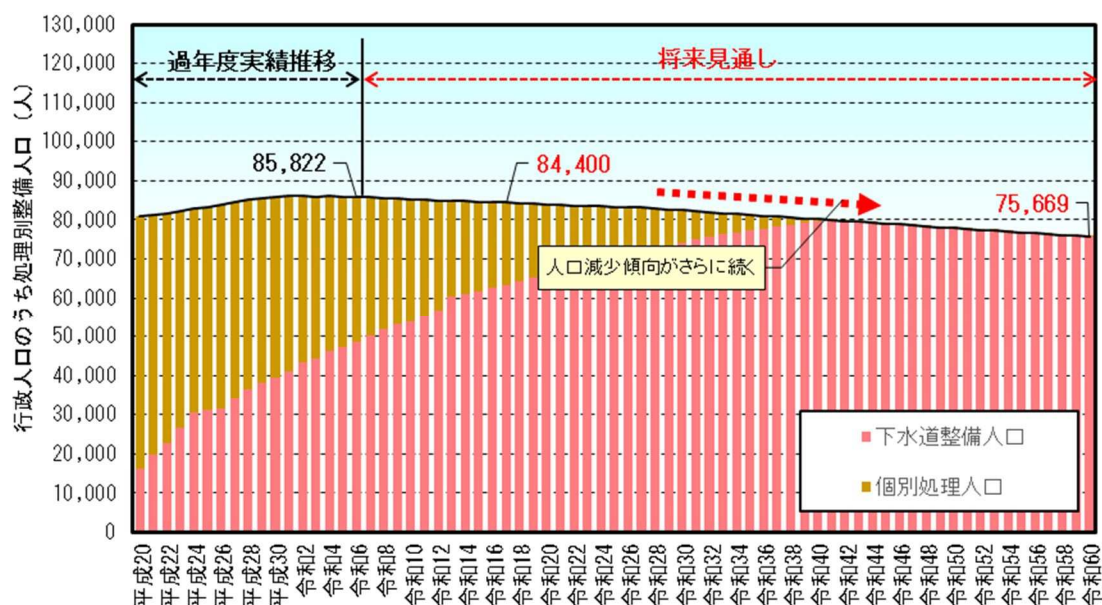


図 4-4. 将来行政人口の見通し（R60 までの長期見通し）

4.2 水洗化率の現状と課題

(1) 水洗化率の現状

下水道水洗化率は、整備した人口（利用できる人口）に対して、実際に下水道へ接続した人口（利用している人口）の割合です。水質保全や使用料収入確保の観点から 100%に近い数字が望まれています。

本市の令和 6 年度末時点における下水道水洗化率は 78.8%となっています。現在も未普及対策事業を進めており、下水道処理区域内人口は年々増加している状況です。過去 10 年間の下水道水洗化率は、微増加傾向となりますが、県平均（約 93%）と比較してかなり低い水準となっています。

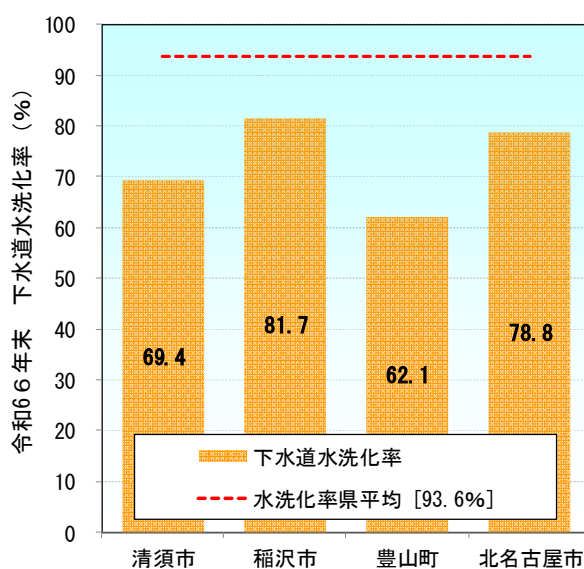


図 4-5. 令和 6 年度 下水道水洗化率（新川流域関連市町抜粋）

表 4-2. 本市における下水道水洗化率の推移

区 分	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	
下水道	整備人口 (人)	31,445	34,252	36,306	38,074	39,548	41,140	43,431	44,363	46,124	47,139	48,553
	水洗化人口 (人)	21,429	23,931	26,168	28,273	29,774	31,488	33,194	34,500	35,806	37,206	38,248
	水洗化率 (%)	68.1	69.9	72.1	74.3	75.3	76.5	76.4	77.8	77.6	78.9	78.8

(2) 水洗化率向上の課題

下水道法では、供用開始区域内においては、原則として下水道に連結する排水設備の設置等を義務付けています。しかしながら、水洗化率（接続率）は、全国的に見ると、供用開始当初は、年々上昇していきませんが、後半からその伸びは鈍化し 100%に達することは極めて少ない傾向にあります。水洗化率は、下水道事業の独立採算性を支える重要な要素です。水洗化率を 100%に近づけることは、整備済の施設をフル活用することであり、投資した資本の早期回収及び企業経営の健全化という観点から早期に 100%に近づける必要があります。

本市の下水道の水洗化率は、直近の推移では横ばい傾向になっており、経営戦略の計画期間内（10年間）では100%に達しません。また、令和60年までの長期的見通しでは、このままの傾向を順調に推移したとしても100%に達することは難しい状況です。

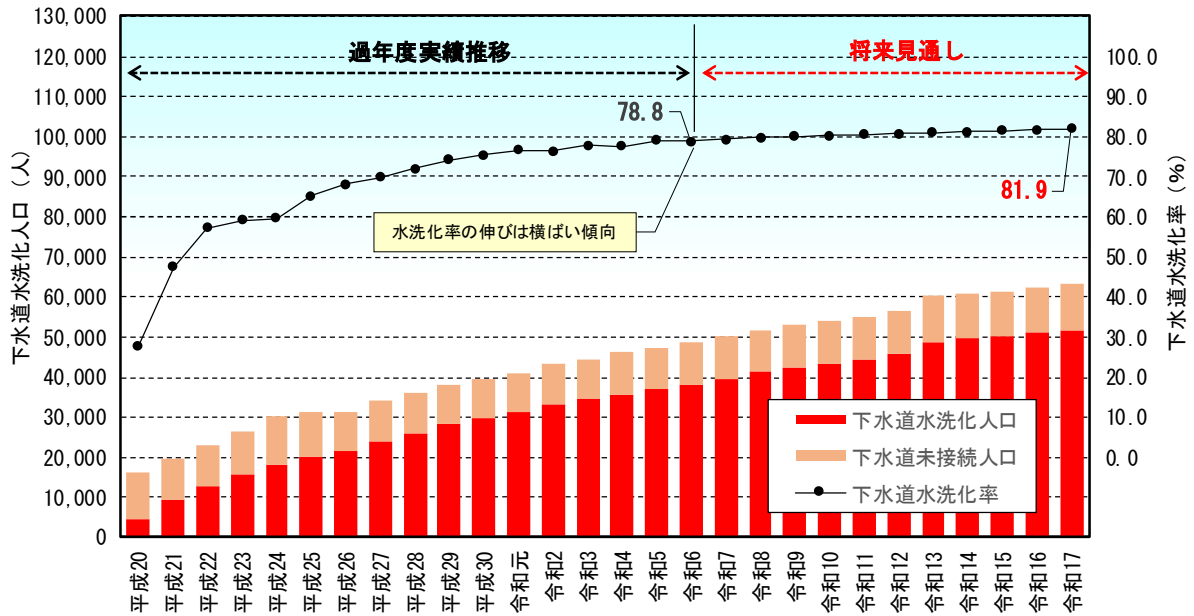


図 4-6. 下水道水洗化人口・水洗化率の見通し（R17までの計画期間内の見通し）

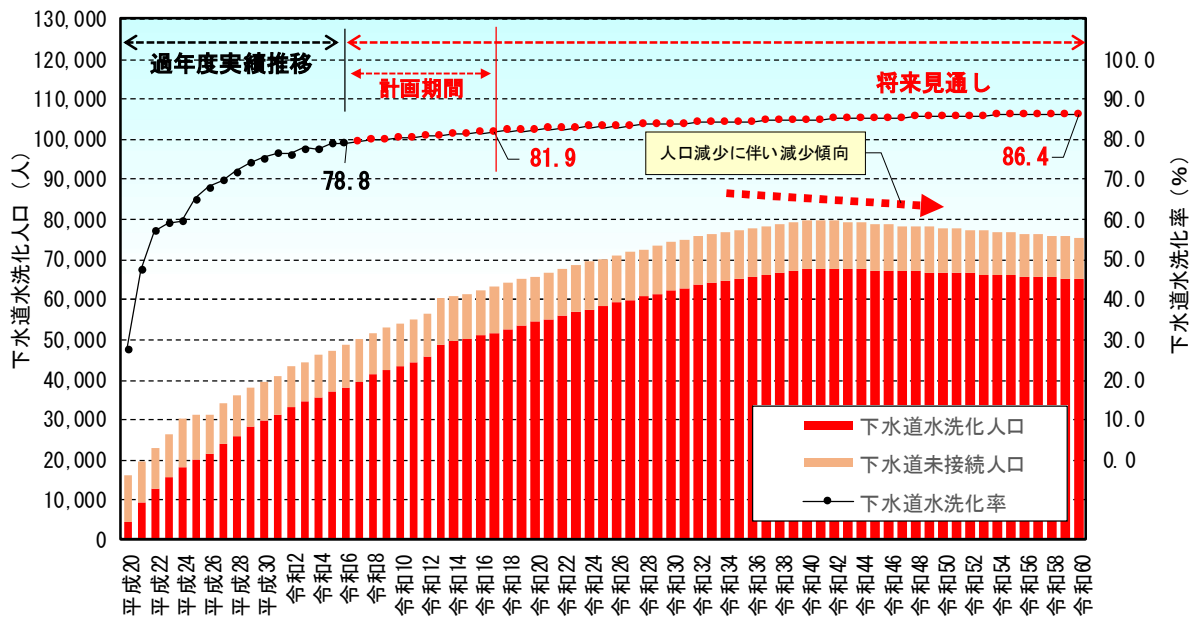


図 4-7. 下水道水洗化人口・水洗化率の見通し（R60までの長期見通し）

4.3 下水道施設の現状と課題

(1) 下水道施設の現状

本市の下水道事業は、事業に着手して以来、鋭意整備を進め、令和6年度末まで整備した管渠施設の総延長が約212kmに及びます。管種別の割合としては、耐久性に優れ、腐食に強い塩化ビニル管が多く採用されています。現在は、まだ管路の老朽化が進んでいる状況ではありませんが、今後事前の対策をしなければ、既存管路の更新時期が集中することが予想されるため、整備してきた施設（ストック）の適切な維持管理が求められてきます。

一方で雨水施設としては、電車川排水区及び久地野排水区にそれぞれ1箇所ずつ雨水ポンプ場を設置しています。台風など大雨時は河川の水位が上昇して道路や住宅地に降った雨が河川へ自然排水できなくなります。雨水ポンプ場は、排水出来なくなった雨水をポンプで汲み上げて強制的に河川へ放流する役割があります。現在は、耐用年数の短い機械設備・電気設備の更新等を適宜実施し、適切な維持管理に努めています。

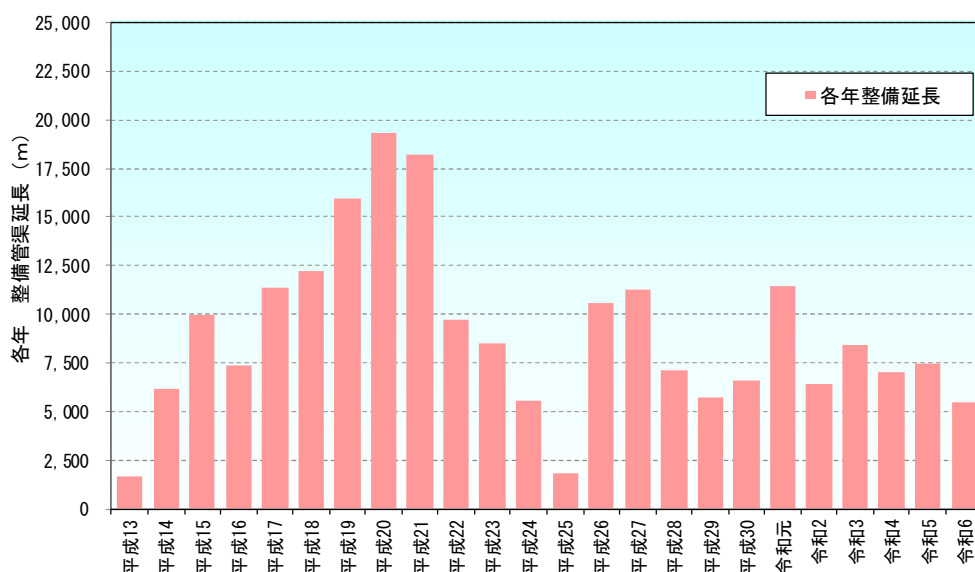


図 4-8. 下水道管路施設の整備延長

表 4-3. 雨水ポンプ場の施設概要

施設名	電車川ポンプ場	久地野ポンプ場
排水区名称	電車川排水区	久地野排水区
排水区面積	89ha	46ha
敷地面積	約2,760㎡	約4,100㎡
排水能力	7.5m ³ /s	7.42m ³ /s
放流先	一級河川 新川	一級河川 新川
運転開始	昭和59年	平成22年



図 4-9. 電車川ポンプ場



図 4-10. 久地野ポンプ場

(2) 事業投資額増大の課題

本市の令和 6 年度末における汚水整備率は、50%（整備面積 674ha/全体計画面積 1,371.6ha）となっています。今後も処理区域の拡大並びに安定的な汚水処理の確保のため、未普及対策事業を進めていく予定です。また、浸水被害対策として雨水事業（雨水管渠、雨水貯留施設等の整備）も平行して進めていきます。

一方、老朽化が起因した管路の損傷等による道路陥没事故は、重大な社会問題になっています。また、破損箇所からの不明水混入は、維持管理費の増大につながり、下水道経営にも深刻な問題となります。このため、機能の継続性と安全性の確保のため、施設を適正に更新していく必要があります。本市の場合、当初の管渠を整備してから、現時点で概ね 24 年が経過しています。管種も耐久性に優れ、腐食に強い塩化ビニル管が大半を占めており、管渠規模（管渠口径）も小規模な管渠であると言えます。そのため、管渠施設については、法定耐用年数 50 年を経過するまでは改築・更新の緊急性を要しないと考えます。雨水ポンプ場等については、法定耐用年数のサイクルが短い機械・電気設備が主の施設です。劣化状況の把握が困難なうえ、異常発生の場合の影響が大きいことから定期的な更新事業を行っていく必要があります。

長期的にみれば、管渠の改築更新も発生するため、法定耐用年数が経過した段階で、新規整備と同程度の改築事業の投資が発生する可能性があります

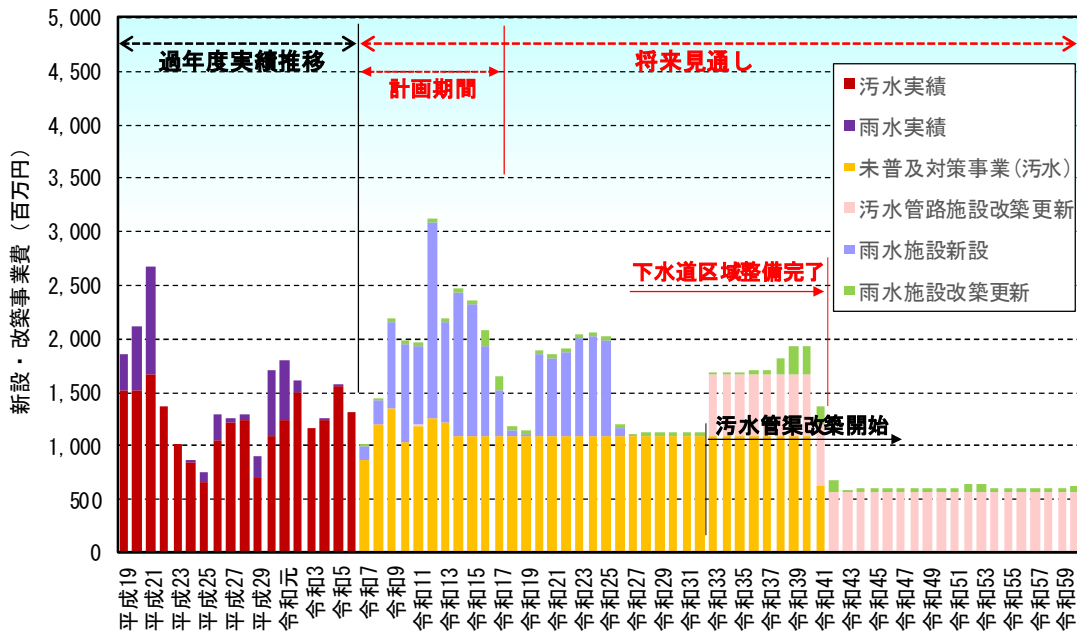


図 4-11. 下水道施設の新設・改築事業費の見通し（R60 までの長期見通し）

4.4 下水道事業経営戦略の現状と課題

(1) 下水道事業経営の現状

本市では、下水道事業の持続的で安定的な事業運営のため、令和2年4月1日より、これまでの官庁会計（特別会計）から地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行しました。地方公営企業法適用に伴い、住民の恒久的財産である下水道施設をこれからも適切に維持するため、財務情報を整理し、その企業性格を生かし能率的な経営のもと、より一層経営の効率化・健全化に努めていく必要があります。

本市の汚水処理事業では、使用料収入にて汚水処理費のうち維持管理費も賄えていない状況にあります。今後、人口減少による下水道使用料収入の減少や未普及対策事業の促進等による事業投資額増大により、下水道事業の経営状況はますます厳しくなっていきます。

以下に、下水道事業における令和6年度の収支決算を示します。

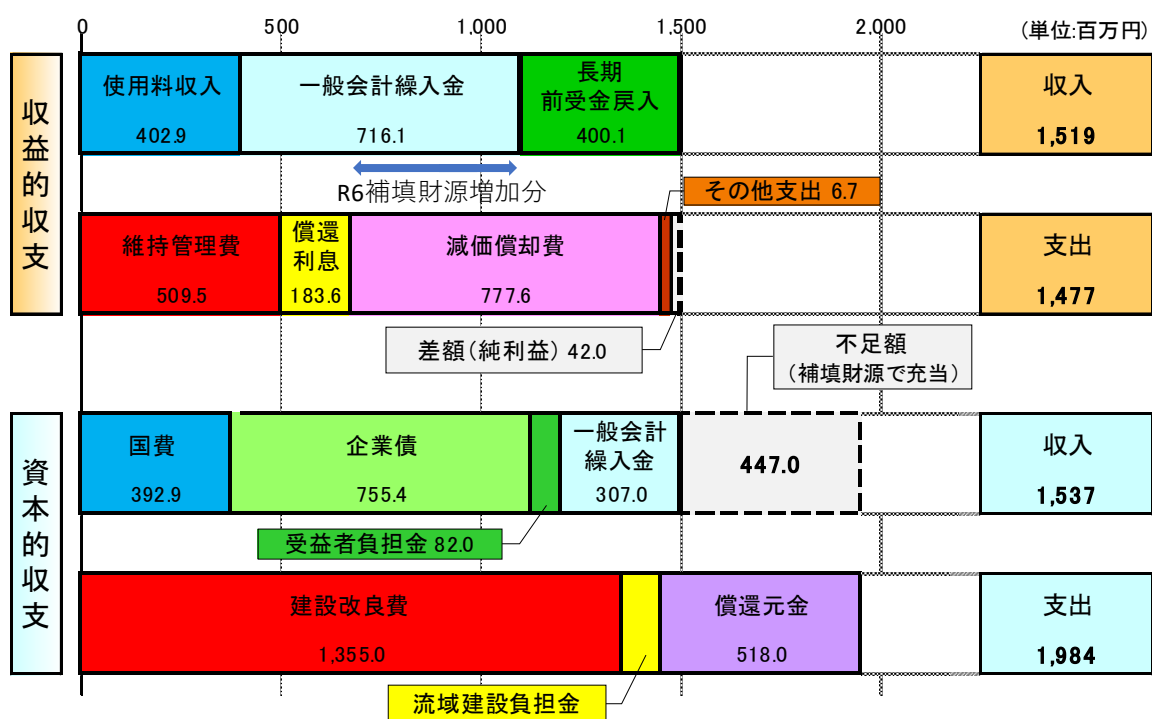


図 4-12. 下水道事業における令和6年度収支決算の状況

下水道事業の経営の状況（推移）を下記各指標にて示します。

【下水道等事業の経営指標】

- ・経費回収率（％）：使用料収入÷汚水処理費×100

汚水処理に要した費用に対する使用料による回収程度を示す指標です。下水道の経営は、経費の負担区分を踏まえて汚水処理費全てを使用料によって賄うことが原則です。したがって、経費回収率は、下水道事業の経営を最も端的に表している指標といえます。

- ・汚水処理原価（円/m³）：汚水処理費÷年間有収水量

有収水量1 m³あたりの汚水処理費を示します。汚水処理費は、維持管理費（管渠費、ポンプ場費、処理場費、その他）と資本費（地方公営企業法適用事業：汚水に係わる企業債利息及び減価償却費、地方公営企業法非適用事業：汚水に係わる地方債等利息及び地方債償還金）に分けられます。

- ・使用料単価（円/m³）：使用料収入÷年間有収水量

有収水量1 m³あたりの使用料収入であり、使用料の水準を示します。国が示している最低基準は、150 円/m³になります。

表 4-4. 経営（指標）の実績

区分	項目		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	備考	
下水道	有収水量 (m ³)	a	3,187,093	3,307,616	3,339,646	3,401,979	3,496,848		
	汚水処理費 (千円)	維持管理費	-	394,554	402,270	404,818	446,786	462,887	
		資本費	-	83,510	93,872	96,129	63,511	61,640	
		計	b	478,064	496,142	500,947	510,297	524,527	
	下水道使用料 (千円)	c	363,616	377,568	381,911	392,159	402,885		
	経費回収率 (%)	c/b	76.1	76.1	76.2	76.8	76.8		
	汚水処理原価 (円/m ³)	b/a	150	150	150	150	150		
	使用料単価 (円/m ³)	c/a	114	114	114	115	115		
	収益的収支分 他会計繰入金 (千円)			457,392	521,251	578,683	655,038	716,054	
		うち基準内繰入金		431,111	418,271	472,836	519,133	538,420	
		うち基準外繰入金		26,281	102,980	105,847	135,905	177,634	
	資本的収支分 他会計繰入金 (千円)			782,449	288,630	236,097	309,017	307,019	
うち基準内繰入金			62,426	63,657	64,763	66,913	68,257		
うち基準外繰入金			720,023	224,973	171,334	242,104	238,762		

(2) 経営の課題

下水道経営は、経費の負担区分を踏まえて汚水処理全てを使用料によって賄う「独立採算制」が基本原則とされています。特に使用料収入にて維持管理費も賄えてない場合、早急に経費の徹底的な抑制を図る一方、使用料の適正化を図ることや整備済の施設をフル活用するためにも下水道水洗化率の向上を図り、経費回収率の向上に取り組む必要があります。下水道使用料の設定は、自治体毎に、地域の実情に応じた体系を採用していますが、経費回収率が著しく低い自治体にあつては、使用料設定上の問題点を究明する必要があります。

本市の長期的な収支見通しにおいても、汚水処理費のうち維持管理費も賄えない状況が続き、経費回収率も低下推移が続くと想定されます。また、未普及対策事業や将来の改築更新投資に伴う企業債においても、近年、企業債貸付金利の引き上げにより償還利息の増加が懸念されます。

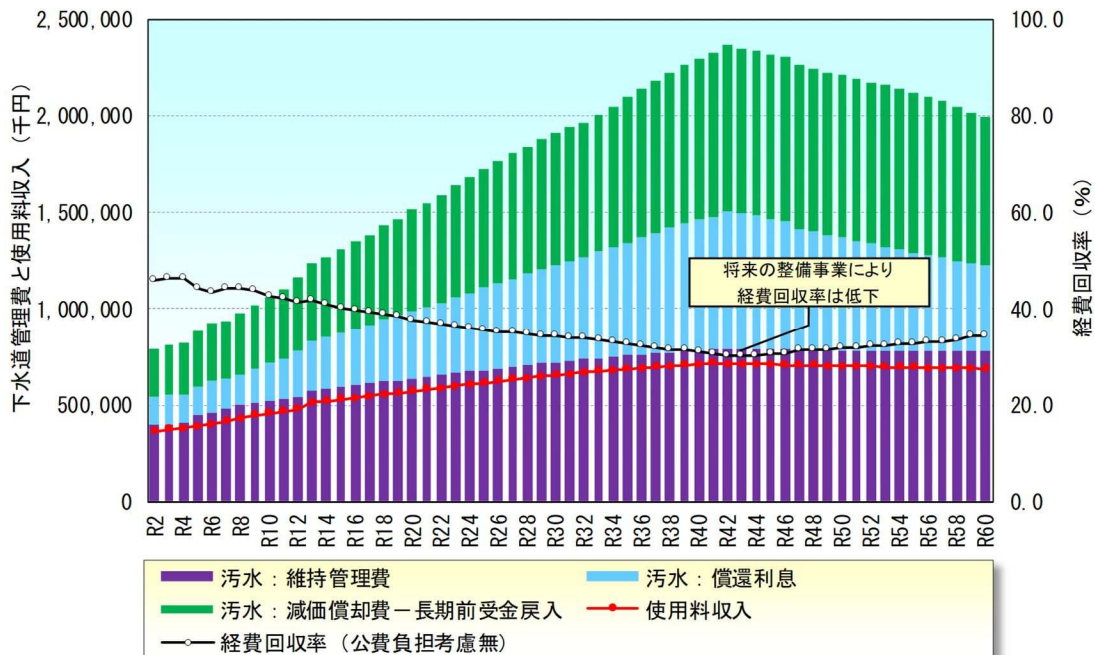


図 4-13. 下水道使用料と経費回収率の見通し

上記、汚水処理費（維持管理費及び償還利息、減価償却費）の積み上げ棒グラフに対して、使用料収入を赤○折れ線グラフで表記しています。汚水処理費（棒グラフ）のうち、使用料収入（折れ線グラフ）でどこまで賄えているのかを示したものです。

維持管理費の「青棒グラフ」に対して、使用料収入の「赤○折れ線」のラインが下回っているため、維持管理費分も賄えない状況が続くことが分かります。

4.5 課題のまとめ

長期的な見通しでは、人口減少に伴う使用料収入減少に未普及対策事業費や更新改築需要に伴う経費増が加わり、経営における収支のギャップが大きくなることが想定されます。下水道事業は、地方財政法上公営企業とされており、その事業に伴う収入(使用料収入)によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算制の原則が適用されます。

財政収支の見通しにおいて、下記のような懸念事項から今後収入減及び経費増に伴う収支ギャップが拡大していくことは確実です。繰入基準にこだわらず一般会計繰入金に依存しない健全な経営に努め、将来にわたり安定した下水道サービスを提供するため、未普及対策事業を推進することによる下水道普及率及び水洗化率の向上や使用料の改定による財源確保が今後必要となります。

【懸念される課題事項】

- ①人口減少の傾向に加え、下水道の水洗化率が低い(収入減少)
- ②未普及対策事業や長期的に下水道施設の改築・更新事業投資の経費増(支出増加)
- ③企業債貸付金利の引き上げに伴う償還利子の増加(支出増加)
- ④物価上昇等における材料費や労務単価の高騰(支出増加)
- ⑤上記に伴い一般会計からの繰入金への依存継続

第5章 経営の基本方針と実施施策

5.1 経営の基本方針

下水道事業は、市民の衛生的で快適な生活環境を確保するとともに公共用水域の水質保全の観点から重要な役割を担っています。既に整備した施設（ストック）を適切に管理することは、都市の発展と住民の健康を支える大きな基盤となります。

しかし、今後は将来的な人口減少や施設の老朽化といった課題に直面することが予想され、経営環境が一層厳しさを増していきます。下水道サービスを安定的に持続するためには、これまで以上に計画的かつ効率的な取り組みが必要になります。

本市の下水道事業は、下水道未整備区域の普及促進（未普及対策事業）や浸水被害対策事業の促進を図るとともに、整備した施設（ストック）を確実に運営・管理し、安定的な下水道サービスを持続して提供することを経営の基本方針とします。

【選択と集中による投資の合理化】

限られた財源、人材等の中、下水道使用料収入にて安定した事業運営を行うために未普及対策事業を促進していきます。また、近年の気候変動に伴う集中豪雨による浸水被害を軽減するため、雨水整備（雨水管渠、雨水貯留施設等の整備）を計画的に進めます。

【適切なマネジメントによる持続可能な事業経営】

老朽化する施設について、改築更新や維持管理に要する費用の平準化を図ることを目的としたストックマネジメント計画に基づき、計画的な事業管理を実行します。

【収支と負担のバランスに配慮した健全経営の維持】

今後ますます厳しくなる経営環境（人口減少による下水道使用料収入の減収、施設の老朽化による改築更新費の増大及び物価上昇における材料費高騰等）に備え、経費の見直しや下水道使用料の適正化について適宜検討します。

5.2 具体的な施策と目標設定

基本方針に沿って下記 8 つの具体的な施策を示します。また、各施策の目標（ベンチマーク）として、目標実施年度や目標指標を定めます。

特に健全経営の維持に向けた施策として掲げた「使用料改定」については、社会経済情勢の変化や流域下水道維持管理負担金の見直しなどと同調し、定期的な改定を検討し、盤石な経営基盤を構築・維持します。

表 5-1. 具体的な施策と目標設定

基本方針	具体的な施策	施策の実施目的	目標実施年・目標指標
選択と集中による合理化による	① 未普及対策事業	公共用水質保全や生活環境の改善を図るとともに有収水量増加等による安定した下水道使用料収入の確保	・R17年 整備目標面積：約900ha 整備目標水準：25(ha/年)→20(ha/年) R6年：674ha→R17年：900ha
	② 浸水対策事業	近年の気候変動に伴う集中豪雨等による浸水対策として、被害を最小限にとどめるための雨水施設整備（ハード対策）及び内水浸水想定区域図作成（ソフト対策）を実施	・R7年 内水浸水想定区域図を公表 ・新川流域水害対策計画に基づき雨水施設を随時整備
適切なマネジメントによる持続可能な事業経営	③ スtockマネジメントの確実な実施	整備した施設（Stock）において計画的な改築更新事業を実施し、将来の改築更新事業費の平準化・削減	・随時
	④ ウォーターPPP導入検討	民間活用による事業運営の効率化及び職員減少の補助・補完	・随時
バランスに配慮した健全経営の維持	⑤ 水洗化の促進	啓発活動などの実施により水洗化の促進を図り、適正な下水道使用料収入の確保	・R17年 水洗化率：約85% R6年：79%→R17年：85%
	⑥ 使用料の改定	人口減少に伴う下水道使用料収入の減収や維持管理費の増大に対応するため、定期的・通増的な使用料改定を実施し、適正な収入を確保	・5年に1回の改定検討 ・R9年改定予定 使用料単価：115(円/㎡)→150(円/㎡) ※総務省通知より
	⑦ 資本費平準化債の導入	減価償却費と企業債償還費の不均衡によって生じる資金不足を補い、施設を利用する将来世代にも費用を分担させることで、世代間の負担の公平性を確保	・随時 資本費平準化債借入可能額にて満額借入を行う
	⑧ 経営戦略策定（見直し）	毎年度の進捗を管理した上で計画期間の中間時に事業の達成状況の評価・検証し、投資・財政計画と実績との乖離や他計画との整合を図る	・5年に1回の計画修正

① 未普及対策事業

本市の令和 6 年度末における污水整備率は、約 50%（整備面積 674ha/全体計画面積 1,371.6ha）となっています。今後も処理区域の拡大並びに安定的な污水処理の確保のため、未普及対策事業を進めていく予定です。1 年当たり 20ha 整備を目標とし、R17 年度までに整備面積約 900ha を目標とします。

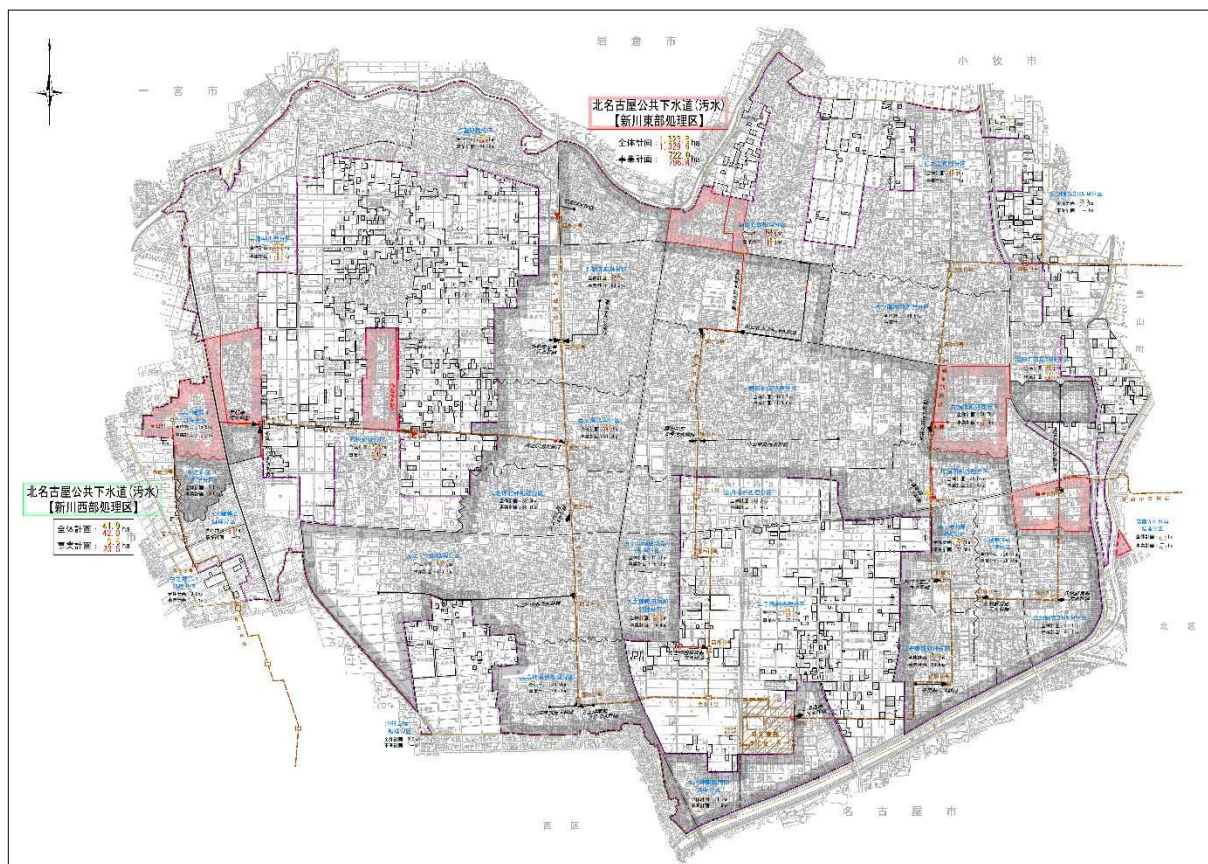


図 5-1. 下水道一般図 (污水)

② 浸水対策事業の推進

雨水整備には膨大な時間と費用を要し、使用料収入を伴わず、かかる費用はすべて公費による負担となります。市の財政状況へ与える影響は大きいものとなりますが、市民の安心安全のために必要な整備は計画的に実施する必要があります。

本市では、近年の気候変動に伴う集中豪雨等による浸水対策（ハード対策）として、新川流域水害対策計画に基づき、被害を最小限にとどめるための施設（雨水貯留施設等）を整備していきます。計画期間内の目標として鹿田雨水調整池等の施設整備を順次実施します。また、浸水対策（ソフト対策）としては、内水浸水想定区域図をR7年度に公表します。

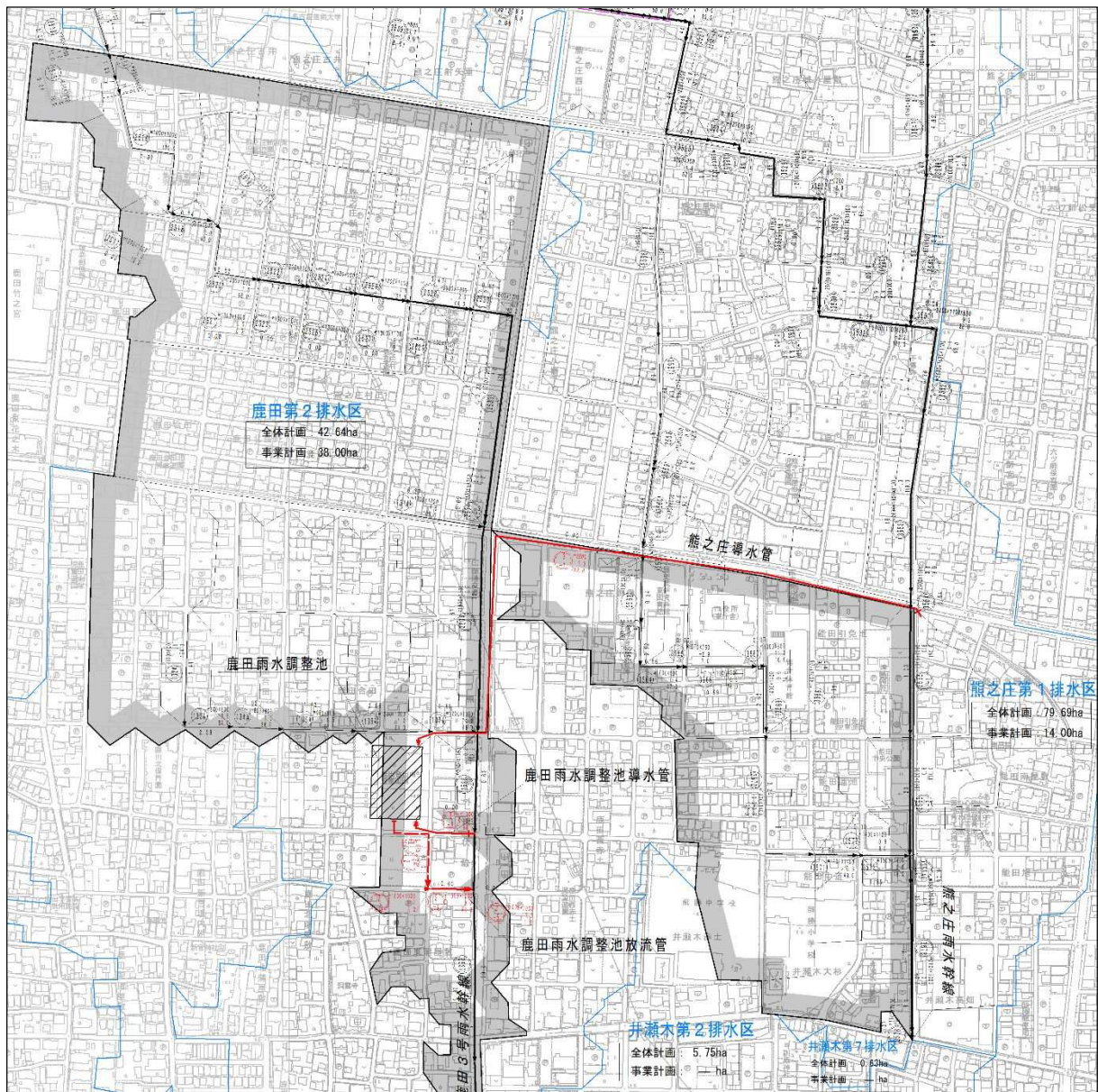


図 5-2. 鹿田雨水調整池等の施設

③ スtockマネジメント計画の確実な実施

下水道等の管路施設（主にヒューム管）は設置後 30 年を経過すると道路陥没などの事故を起こす割合が急激に増加することが分かっています。また、破損箇所からの不明水混入は、維持管理費の増大につながり、下水道経営にも深刻な影響を及ぼします。このため、機能の継続性と安全性の確保のため、施設を適正に更新していく必要があります。

本市の場合、耐久性に優れ、腐食に強い塩化ビニル管を多く採用しているため、法定耐用年数 50 年を経過するまでは改築・更新の緊急性を要しないと考えます。

しかしながら、雨水ポンプ場等については、法定耐用年数のサイクルが短い機械・電気設備が主の施設です。劣化状況の把握が困難なうえ、異常発生の場合の影響が大きいことから定期的な更新事業を行っていく必要があります。そこで、ストックマネジメント計画にて、交付金事業を適用し計画的な更新を実施していきます。

また、管路施設についても、ストックマネジメントにおける状態監視保全を確実に実施することによりライフサイクルコスト（LCC）の最小化と将来発生する改築更新事業の投資の平準化を図っていきます。

今後は、事業経営・運営の活動も含めストックマネジメントからアセットマネジメントへの移行も視野に入れていきます。

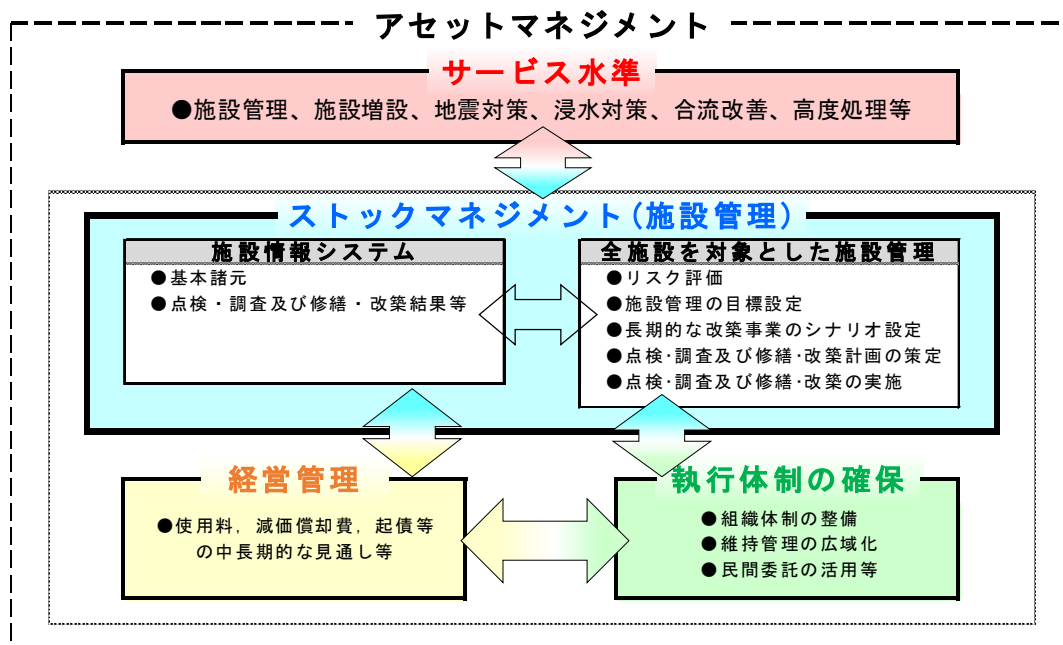


図 5-3. アセットマネジメント体系図

④ ウォーターPPP 導入検討

近年の人口減少による財政状況の悪化や公共施設の老朽化などに適切に対応することが、多くの公共事業体の課題となっており、対策案の一つとして各地域のニーズに合わせたPPP／PFIなどの官民連携事業の導入が全国で検討・実施されています。PPP（Public Private Partnership）とは、一般的に、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことで、民間の知恵と資金を活用し事業運営の効率化を図ることを指します。その中でも、特にPFI（Private Finance Initiative）は、従来は行政で行ってきた公共施設の資金調達・計画・運営・管理業務を、民間事業者任せの手法のことです。

官民連携事業の導入には、一般的に、民間事業者、地方公共団体及び地域住民の各三者にメリットがあります。民間事業者としては安定的な事業機会を得ることができ、地方公共団体としては、コスト削減や職員不足の補完を図ることが出来ます。地域住民としては、事業の効率化により、利便性が向上したサービスを受けることができ、地域内の雇用増加にも繋がります。また、PPP事業の中でも、特に水道分野、工業水道分野及び下水道分野で行われるものを総称してウォーターPPPと言い、管理・更新を一体的にマネジメントする官民連携方式を指します。

今後は、下水道事業全般に渡って民間事業者を活用し事業の効率化を図るために、令和8年度以降に、流域下水道（県）や近隣市町（流域市町）の動向に注視し、必要に応じて導入検討などを進めていきます。

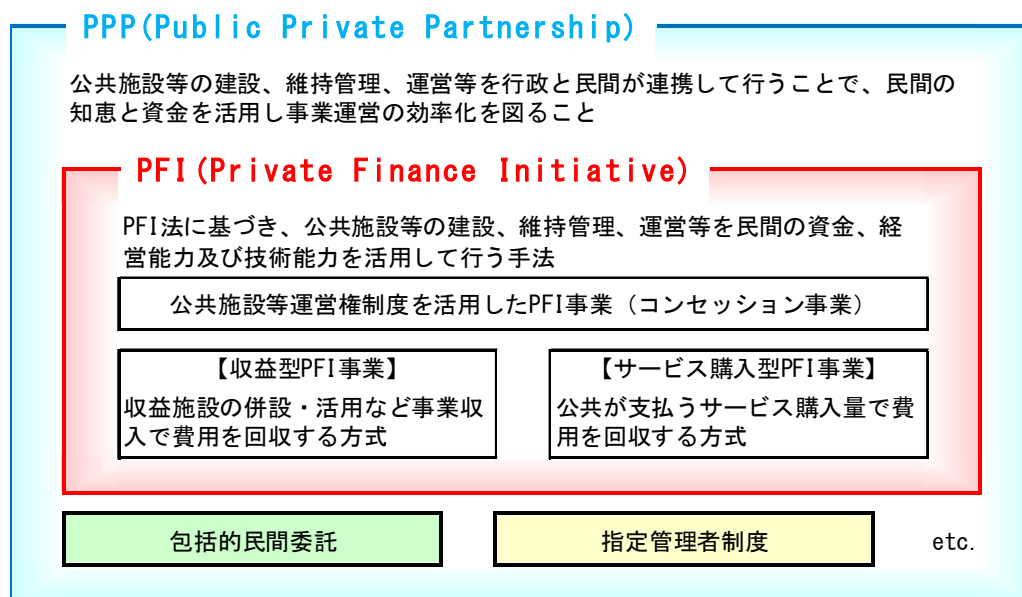


図 5-4. PPP 及び PFI 事業の概念図

⑤ 水洗化の促進

水洗化の早期促進のための取り組みは、一般的に以下のことが挙げられます。

【水洗化向上の取り組み】

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ・ 接続費用、水洗化費用の無利子貸付 | ・ 接続費用、水洗化費用の助成 |
| ・ 個別訪問などによるお願い | ・ 説明会の充実 |
| ・ 事業の情報などを充実し HP 等による公開 | ・ アンケートの配布 |

これらの中から、現実的に実施可能な取り組みを考えます。助成などの補助金を交付することは、既に接続している住民と公平を欠くため、採用しにくいことがあります。そこで、行政として積極的に啓発活動を実施していくことで成果となる「個別訪問によるお願い」、「事業の情報などを充実し HP 等による公開」、「アンケートの配布」などの取り組みを検討していきます。

また、目標を持つことで、達成度が明確になるため、計画期間である「令和 17 年度までに水洗化率 85%達成」を目標として掲げます。

⑥ 下水道使用料の改定

下水道事業を運営していくためには、管路施設や処理場（流域下水道処理場）を建設する費用と建設した施設を維持していく費用が必要ですが、それぞれ財源が異なります。建設費に充てる財源としては、国からの交付金（国庫補助）と受益者負担金、企業債などです。一方、維持管理費と企業債の償還額（利息と元金）は、下水道使用料で賄うこととなっています。

本来、下水道事業は、事業収入である使用料を財源として、維持管理、改修、建設等の事業を実施していく「独立採算制」にて運営されるべきものです。しかし、現状での使用料の収入だけでは、汚水処理費（維持管理費と資本費）を賄うことが出来ていません。今後は、人口減少に伴う使用料の収入減も加わり、事業運営に支障をきたす懸念もあります。そこで、事業として必要な経費を確保し、独立採算の会計に近づけるべく適正な使用料への改定に取り組みます。

下水道使用料改定については、人口減少や地域特性等を勘案した排水需要予測や適切な使用料対象経費を算定したうえで、長期的に安定した収入が得られるよう適正な使用料体系を検討します。本市の下水道使用料単価は、115 円/m³ (R6 年度) となっております。国が示している最低基準（最低限行うべき経営努力）は、150 円/m³ としており、早急な使用料の適正化が必要な状況です。そのため、第 1 回下水道使用料改定（R9 年度）に向け、使用料改定検討・手続きを実施していきます。その後、概ね 5 年ごとに使用料改定の検討を行う予定です。



図 5-5. 使用料改定のフロー

⑦ 資本費平準化債の導入

下水道事業では、使用料水準の検討にあたって、資本費（減価償却費および償還利息）を考慮することが一般的です。しかし、下水道事業債の元金償還期限（最長 40 年）と、下水道施設の減価償却期間（最長 50 年）には差があるため、元金償還金と減価償却費の間に乖離が生じます。この構造的な違いにより、資金不足が発生するという課題があります。

資本費平準化債とは、下水道事業において構造的に生じる資金不足を解消するとともに、下水道施設の整備に係る費用負担の世代間の公平性を確保することを目的として措置された地方債です。

本市では、令和 7 年度から資本費平準化債の導入を予定しており、各年度における借入可能額については、借入可能額満額を借り入れる方針です。

<例>

- ・管渠の建設工事（1,000 万円）を実施
- ・下水道事業債 450 万円（償還期間 30 年）
- ・長期前受金戻入 550 万円（国庫補助 500 万円＋受益者負担金 50 万円）
- ・減価償却費 1,000 万円（減価償却期間 50 年）

年間償還額：450 万円 ÷ 30 年 = 15 万円/年

年間減価償却費：(1000 万円 - 550 万円) ÷ 50 年 = 9 万円/年（※長期前受金戻入を除く）

資本費平準化債：上記の差額 6 万円/年 に対して借入をする。

これにより、元金償還額の一部を後年度に繰り延べとなる。

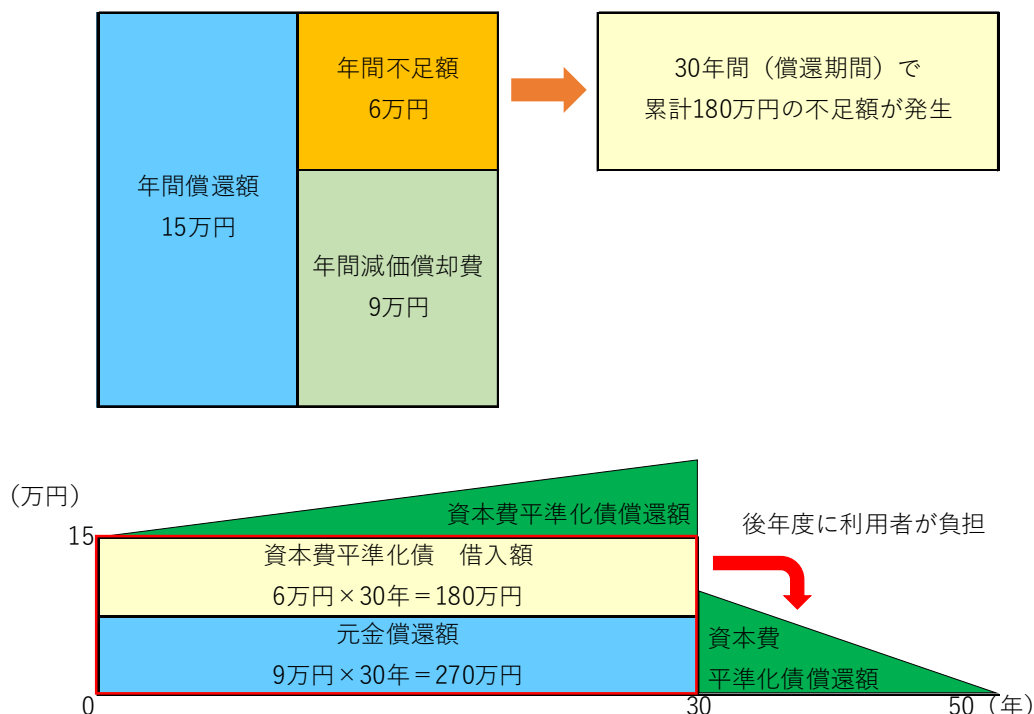


図 5-6. 資本費平準化債のイメージ

⑧ 下水道経営戦略の事後検証（フォローアップ）

経営戦略のフォローアップとして、毎年度の進捗を管理した上で計画期間の中間時に事業の達成状況を評価・検証し、投資・財政計画と実績との乖離や他計画との整合を確認します。

本計画に掲げる取り組みを安定的かつ持続的に実行していくため PDCA サイクルを用いることで、社会情勢などの経営環境変化に応じて概ね5年程度で計画を修正します。

【フォローアップ時の検証事項】

フォローアップ時に下記の事項を検証し、必要に応じて計画の見直しに反映させます。

- ①行政人口の推移とその後の見通し
- ②水洗化人口（水洗化率）の推移とその後の見通し
- ③下水道全体計画見直し及び事業計画変更の内容（当該時期最新計画の確認）
- ④維持管理費の推移とその後の見通し（特に流域下水道維持管理負担単価の改定状況）
- ⑤施設の老朽化の進行具合と改築需要（ストックマネジメント計画変更の確認）
- ⑥官民連携事業（ウォーターPPP等）の動向（特に同流域内の近隣市町において）
- ⑦その他社会情勢の変化

5.3 施策の実施計画（ロードマップ）

計画期間における各施策の実施計画を示します。

施策の取組	現在まで	短期施策					中期施策				
		令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年	令和17年
① 未普及対策事業	整備面積674ha 汚水：約211km 雨水：約1km				事業計画変更				事業計画変更		
② 浸水対策事業	令和6年度 事業計画変更								鹿田雨水調整池等の雨水関連施設の整備		
③ ストック マネジメント計画	(汚水) 令和2年度 ストックマネジメント 計画策定								計画的な点検調査・改築更新(管路施設)		
	(雨水) 令和2年度 ストックマネジメント 計画策定								計画的な点検調査・改築更新(雨水ポンプ場)		
④ ウォーターPPP 導入検討	—										
⑤ 水洗化の促進	令和6年度 水洗化率 79%										水洗化率85%を目標
⑥ 使用料の改定	令和6年度 使用料単価 115円/m ³		第1回改定予定 150円/m ³			改定検討・手続き		第2回改定予定 10%UP			改定検討・手続き
⑦ 資本費平準化債	—										
⑧ 下水道経営戦略	令和6年度 計画策定					フォロー アップ					見直し

図 5-7. 施策の実施計画（ロードマップ）

第6章 投資・財政計画

6.1 会計の仕組み

本市は、令和2年度から下水道事業を公営企業会計に移行しています。会計の仕組みは、下記に示すとおりです。

収益的収支(3条収支)は、処理場や管路の維持管理にかかる費用や、建設した際に起こした起債の利息支払い、減価償却費などの支出。これに対する財源収入は、下水道使用料、一般会計繰入金、長期前受金戻入などであることを表したものです。資本的収支(4条収支)は、処理場や管路の建設や改築にかかる費用や、建設した際に起こした起債の元金支払いなどの支出。これに対する財源収入は、国庫補助金、企業債、受益者負担金、一般会計繰入金などであることを表したものです。公営企業会計では、資本的収支の収入が支出に対し不足するため、収益的収支からの利益や損益勘定留保資金(内部留保金)で補填する仕組みとなっています。

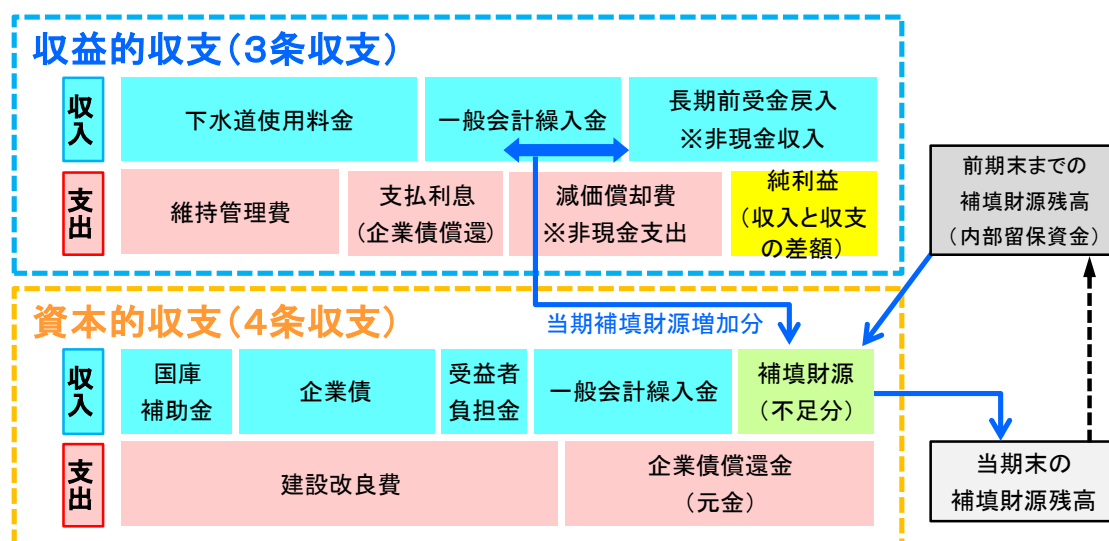


図 6-1. 公営企業会計の仕組み (複式簿記)

6.2 下水道事業の投資・財政計画

(1) 資本的収支計画（4条収支）

下水道事業における今後の建設改良投資（資本的支出）については、以下を予定しています。主要な投資事業は、未普及対策事業（新規整備）、浸水事業対策及び雨水ポンプ場の改築更新事業になります。

【下水道事業における主要な投資計画】

1) 未普及対策事業について

1年当たり20ha整備を目標に整備を実施していきます。

2) 浸水対策事業について

近年の気候変動に伴う集中豪雨等による浸水対策（ハード対策）として、新川流域水害対策計画に基づき、被害を最小限にとどめるための施設（雨水貯留施設等）を整備していきます。

3) 雨水ポンプ場の改築更新事業について

雨水ポンプ場については、法定耐用年数のサイクルが短い機械・電気設備が主の施設です。劣化状況の把握が困難なうえ、異常発生の場合の影響が大きいことから定期的な更新事業を行っていく必要があります。そこで、ストックマネジメント計画にて、交付金事業を適用し計画的な更新を実施していきます。

4) その他について

事業施工期間ごとの計画見直し等を実施します。

表6-1. 投資計画 1

投資計画 (令和7年度以降)		事業計画期間(合併後7期認可)											事業計画期間(合併後8期認可)											事業計画期間(合併後9期認可)											事業計画期間(合併後10期認可)											事業計画期間(合併後11期認可)										
年度	西暦	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053																									
年度	西暦	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33	R34	R35																										
年度 面積 (ha)	東部	市街化	674.49	8.66	16.20	24.74	12.10	14.60	23.00	22.61	11.60	9.90	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00																										
	西部	調整	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00																										
	東部	市街化	0.00	3.66	5.84	0.00	6.77	7.23	0.00	0.00	8.29	9.10	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00																										
	西部	調整	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.20	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00																										
	年度 延長 (m)	東部	市街化	211,000	2,800	5,200	7,900	3,900	4,700	7,400	7,200	3,700	3,200	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400																									
		西部	調整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																									
		東部	市街化	0	1,200	1,900	0	2,200	2,300	0	0	2,600	2,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																								
		西部	調整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																								
		年度 未普及 及汚水 管施設	東部	補助 単独		544,000	530,000	806,000	398,000	479,000	755,000	734,000	377,000	326,000	653,000	653,000	653,000	653,000	653,000	653,000	653,000	653,000	653,000	653,000	653,000	653,000	653,000	653,000	653,000	653,000	653,000	653,000	653,000																							
			西部	補助 単独		207,000	354,000	537,000	265,000	320,000	503,000	490,000	252,000	218,000	435,000	435,000	435,000	435,000	435,000	435,000	435,000	435,000	435,000	435,000	435,000	435,000	435,000	435,000	435,000	435,000	435,000	435,000	435,000																							
			合計	R7:見込み	751,000	884,000	1,343,000	663,000	799,000	1,258,000	1,224,000	629,000	544,000	1,088,000	1,088,000	1,088,000	1,088,000	1,088,000	1,088,000	1,088,000	1,088,000	1,088,000	1,088,000	1,088,000	1,088,000	1,088,000	1,088,000	1,088,000	1,088,000	1,088,000	1,088,000	1,088,000	1,088,000																							
			東部	補助 単独		85,000	194,000		224,000	235,000			275,000	326,000																																										
西部			補助 単独		25,000	129,000		150,000	156,000			184,000	218,000																																											
合計				110,000	323,000		374,000	391,000			459,000	544,000																																												
東部			更新 改築			5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000																								
西部			更新 改築																																																					
合計			0	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000																									
東部	予備費																																																							
西部	予備費																																																							
合計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																								
年度 新設 整備	東部	補助 単独			218,000	799,400	910,000	730,500	1,823,400	915,600	1,346,000	1,233,900	845,000	434,000	60,000	25,000	754,000	730,000	779,000	915,000	925,000	900,000	80,000																																	
	西部	補助 単独		140,000																																																				
	合計		140,000	218,000	799,400	910,000	730,500	1,823,400	915,600	1,346,000	1,233,900	845,000	434,000	60,000	25,000	754,000	730,000	779,000	915,000	925,000	900,000	80,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0																									
	東部	更新 改築		16,200	10,000	39,000	39,000	39,000	40,000	39,000	38,000	40,000	136,000	118,000	40,000	38,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	35,000	22,000	15,000	28,000	38,000	38,000	40,000	33,000	8,000	32,000	33,000																								
	西部	更新 改築																																																						
	合計		16,200	10,000	39,000	39,000	39,000	40,000	39,000	38,000	40,000	136,000	118,000	40,000	38,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	35,000	22,000	15,000	28,000	38,000	38,000	40,000	33,000	8,000	32,000	33,000																									
	東部	予備費																																																						
	西部	予備費																																																						
	合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																							
	年度 流域 下水道 スケ ジュール (千円)	東部	補助 単独		64,911	20,100	12,100	38,700	80,400	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000																								
		西部	補助 単独																																																					
		合計		64,911	20,100	12,100	38,700	80,400	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000																								
東部		補助 単独		2,928	2,900	6,100	400	0	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000																								
西部		補助 単独																																																						
合計			2,928	2,900	6,100	400	0	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000																									
東部		計画 変更																																																						
西部		計画 変更																																																						
合計			21,000	4,000		32,000							23,000		4,000		32,000					23,000		4,000		32,000					23,000																									
東部		スト マ ネ																																																						
西部		スト マ ネ																																																						
合計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																								
東部	経 営																																																							
西部	経 営																																																							
合計		5,000	5,000	0	0	15,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																									
東部	実 施 設 計																																																							
西部	実 施 設 計																																																							
合計		162,000	15,000	178,000	0	0	252,000	0	154,000	0	230,000	0	154,000	0	230,000	0	230,000	0	154,000	0	230,000	0	154,000	0	230,000	0	0	230,000	0	154,000	0																									
東部	予備費																																																							
西部	予備費																																																							
合計		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000																									
東部	計	0	807,200	957,000	1,649,400	1,576,000	1,488,500	2																																																

下水道事業における長期的視野での資本的収支（建設改良投資と財源）の見通しを示します。国庫補助（交付金）や企業債の充当などの財源見込みは、現行の制度を踏襲して算定しています。

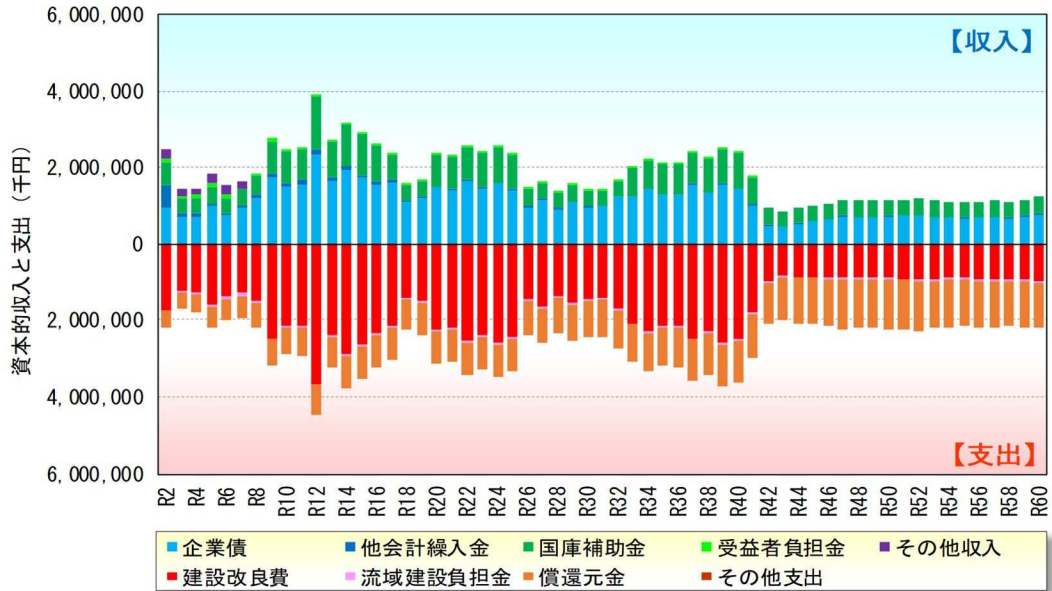


図 6-2. 下水道事業における資本的収支の見通し

(2) 収益的収支計画（3条収支）

維持管理の経費（収益的支出）としては、未普及対策事業の推進により、水量に比例する維持管理費が増加する見込みです。また、近年の企業債の貸付金利の上昇を受け、長期的には改築更新事業投資に対する企業債の償還利息増大が想定されます。

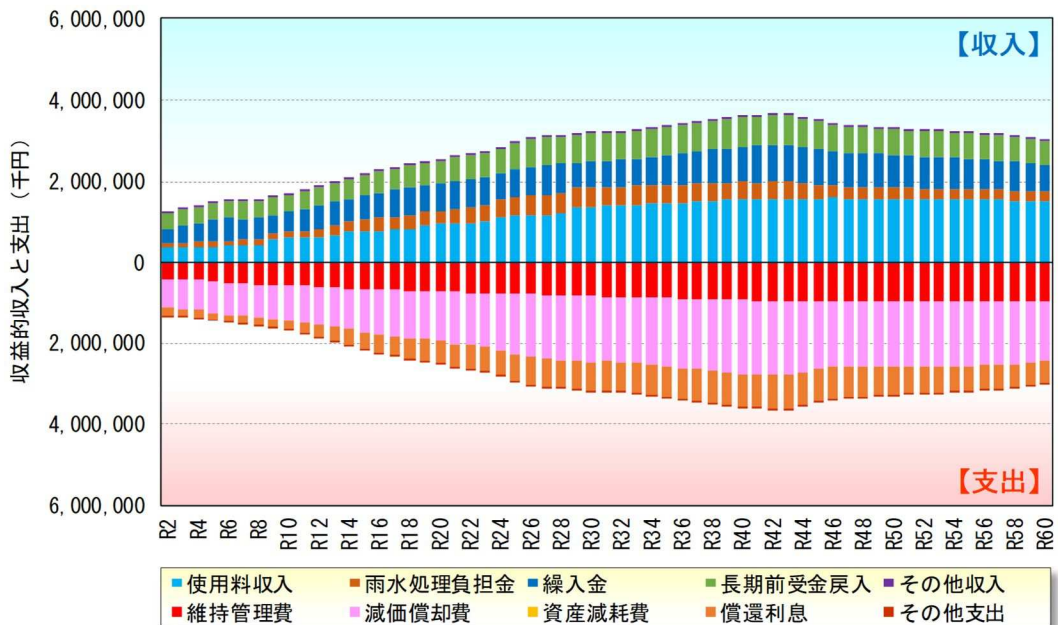


図 6-3. 下水道事業における収益的収支の見通し

6.3 施策実施による効果見通し

今後の実施する施策としては、広報などを通じた啓発活動によって水洗化を促進するとともに、収入確保の施策として、令和9年度に下水道使用料の改定を計画しています。これは、総務省が最低限行うべき経営努力として示している 150 円/m³ への単価変更を検討するものです。また、令和9年度の改定後も、概ね5年ごとに使用料の改定を検討し、将来使用料収入にて維持管理費と支払利息分を確保することを目標とします。

以下に施策実施の効果見通しを示します。独立採算制を目指し、繰入基準にとらわれず、一般会計を削減していく目標とするため、公費負担分を含む経費回収率で示します。施策の実施による効果としては、使用料収入で維持管理費と償還利息分の一部を賄うことが期待できます。ただし、1回の改定では償還利息分を全て賄うことは出来ず、「物価上昇」や「人口減少」、「流域下水道維持管理負担金の見直し」などの社会情勢の変化に応じて段階的な改定を実施し、常に状況を判断して方向性を見直していくものとします。

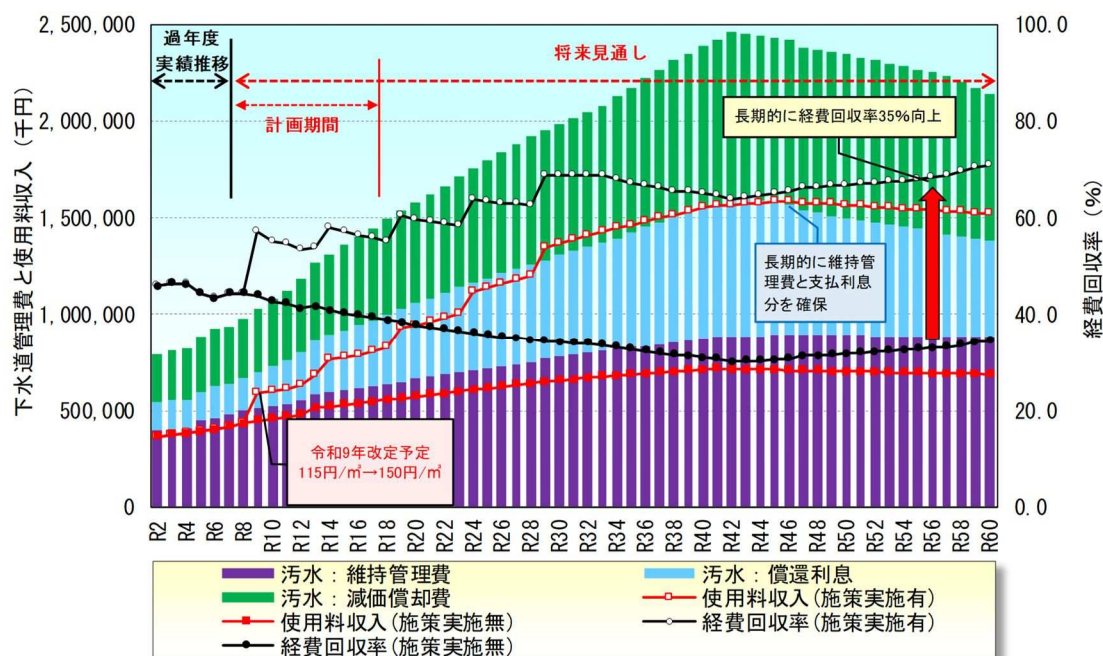


図 6-4. 下水道事業の収支効果見通し

【 そ の 他 資 料 】

用語の解説 (1/2)

行	用語	解説
あ	一般会計繰入金	一般会計(税収入を主な財源として行政の基本的事業に使う会計)から公営企業会計の運営のために繰り入れられる経費。雨水排除費用、汚水処理費用のうち水質規制や高度処理など公共的役割を担う部分の経費などは、一般会計繰入金(町税)により賄われる。
	ウォーターPPP	水道分野、工業用水道分野、下水道分野における、管理・更新一体的にマネジメントを行う官民連携方式。
	汚水処理費	下水道の管理に要する経費のうち汚水に係る維持管理費及び資本費(支払い利息、減価償却費等)の合計。
	汚水処理原価	有収水量1m ³ あたりの汚水処理費。 汚水処理原価(円/m ³) = 汚水処理費 ÷ 有収水量
か	管渠	汚水や雨水を流す管。蓋無しの水路などを指す開渠や地中に埋設されている水路を指す暗渠がある。
	企業債 企業債償還	企業債とは 地方公営企業が施設の建設・改良等に要する資金に充てるために国などから借りるお金。企業債償還は、その元金と利息の返済。
	減価償却費	管路や設備等の資産は、整備後経年に伴い、資産価値が減少していくことから、その目減り分を経費として計上するもの。資産の取得に要した経費を、資産の価値の減少に応じて、その使用期間全体に割り振ることであり、資産価値の減少は、その都度現金支出は生じないため、あくまでも帳簿上の処理で、費用計上の際に実際の現金支出はない。
	下水道使用料	下水道の維持管理費等を賄うため、下水道管理者が条例に基づき利用者から徴収するお金。水量等に応じて徴収される。滞納使用料については、地方自治法の規定により、強制債権として、地方税の滞納処分 の例により徴収することができる。
	経費回収率	汚水処理に要した費用(公費負担除く)に対する使用料による回収程度を示す指標。 経費改修率(%) = 使用料収入 ÷ 汚水処理費 × 100
	下水道事業	主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。国土交通省管轄の事業である。
	公営企業会計	事業収入を主な財源として、独立採算の原則により特定の事業を經理する会計。水道事業会計や下水道事業会計はこれに該当する。公営企業会計は、現金の収入支出のみを把握する一般会計と異なり、その企業活動を正確に把握するため、複式簿記を採用する。
	公費負担	公共性の側面を考慮し、一般会計(税収入)からの負担が認められたもの。
さ	事業計画(下水道)	全体計画に定められた施設のうち、5～7年間程度で実施する予定の施設の配置等を定める計画であり、下水道を設置しようとするときは、事業計画を策定する必要があり、下水道法第4条(公共下水道)に策定が定められている。事業計画申請として県との協議を経て承諾が必要。
	収益的収支	企業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出をいう。資本金の収入及び支出とともに、予算事項の一つである「予定収入及び予定支出の金額」を構成する。収益的収入には配水サービスの提供の対価である料金などの収益のほか、土地物件収益、受取利息などを計上し、収益的支出には配水サービスに必要な人件費、物件費、支払利息などを計上する。発生主義に基づいて計上されるため、収益的支出には減価償却費などのように現金支出を伴わない費用もある。
	資本的収支	収益的収入及び支出に属さない収入・支出のうち現金の収支を伴うもので、主として建設改良及び企業債に関する収入及び支出である。収益的支出とともに予算事項のひとつである「予定収入及び予定支出の金額」を構成する。資本金の収入には企業債、出資金、国庫補助金などを計上し、資本金の支出には建設改良費、企業債償還金などを計上する。資本金の収入が支出に対して不足する場合には、損益勘定留保資金などの補填財源で補填するものとされている。
	資本費平準化債	減価償却費と企業債償還費の不均衡によって生じる資金不足を解消するとともに、下水道施設の整備に係る費用負担の世代間の公平性を確保することを目的として措置された地方債をいう。

用語の解説（2/2）

行	用語	解説
さ	終末処理場	下水を各種基準に適合する水質まで処理し、河川、湖沼または海へ放流するために設ける施設。
	受益者負担金	公道に下水道が整備されることによって利益を受ける土地の所有者などの方に、建設費の一部として土地の面積に応じて一度限り負担して頂くもの。
	純利益	収益的収支において、得られた利益（収支の差額分）。
	水洗化率	処理区域内の整備人口のうち、実際に下水道に接続している人口の割合。
	ストックマネジメント	予算の制約の下で持続可能な下水道サービスを提供するため、施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状況を予測しながら計画的かつ効率的に管理する手法のこと。
	全体計画(下水道)	各マスタープランや上位計画に定められた目標等に基づき、将来的な下水道施設の配置計画を定めるもの。下水道の根幹的な施設の将来的かつ全体的な姿を示すもの。
た	耐用年数	固定資産を通常の用法に従って使用した場合に、使用可能とされる期間。
	長期前受金戻入	管路や設備等の資産を補助金等で取得した場合、当該資産の効果は後年度にも及ぶことから、財源である補助金等についても、後年度に繰り延べて、収益化するもの。減価償却が取得経費を使用期間全体に費用を割り振る一方、その財源を収益として割り振ることで、長期前受金戻入は、あくまでも帳簿上の処理で、収益上、実際の現金収入はない。
は	PDCAサイクル	P(計画)、D(実行)、C(評価)、A(改善)の4つのステップを繰り返し、計画の品質や効率を向上していく管理手法。
	補填財源	資本的支出が資本的収入を上まわった場合にその差額を埋めるために必要な財源である。補填財源になる内部資金は、収益的収支で生じた利益金、および費用に計上された項目のうち現金の出入りをともなわない損益勘定留保資金である。
ま	マンホールポンプ	自然流下方式では流すことが出来ない場所で、汚水を汲み上げ圧送するためにマンホールの中に設置されるポンプ設備。
や	有収水量	下水道使用料の徴収対象となる水量。
ら	流域下水道	二つ以上の市町村の区域にわたる広域的な下水道で、流域内の各市町村から発生する下水を効率的に集めて処理する下水道。県は幹線管路と下水処理場の整備・管理、市町村は枝線管路の整備・管理を行う。
	流域下水道維持管理負担金	当該流域内の市町村から徴収される、流域下水道の維持管理に要する経費。
	流域関連公共下水道	流域下水道に接続する各市町で整備する下水道。
	流域別下水道整備総合計画	当該水域に係る下水道整備に関する総合的な基本計画。整備に関する基本方針を定め、処理区域、主要な施設計画、整備順位、当該水域の水質環境基準達成目標を示すもの。

北名古屋市
下水道事業経営戦略
2026年度～2035年度
(令和8年度～令和17年度)

令和8年3月

愛知県北名古屋市
日本工営都市空間株式会社